

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第一条関係）	1
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第二条関係）	30
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第三条関係）	38
○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）（抄）（第四条関係）	95
○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（第五条関係）	122
○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（第六条関係）	124
○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）（第七条関係）	126
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第八条関係）	129
○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（第九条関係）	134
○ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）（第十条関係）	136
○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）（第十一条関係）	153
○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（第十二条関係）	155
○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）（抄）（第十三条関係）	166
○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）（抄）（第十四条関係）	169
○ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）（抄）（第十五条関係）	173
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第二十一条関係）	177
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第二十二条関係）	181
○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）（附則第二十三条関係）	185
○ 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四号）（抄）（附則第二十四条関係）	187
○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）（抄）（附則第二十五条関係）	188
○ 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）（附則第二十六条関係）	190
○ 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）（附則第二十七条関係）	192

- 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（抄）（附則第二十八条関係）

194
- 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）（抄）（附則第二十九条関係）

196
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）（抄）（附則第三十条関係）

198
- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）（抄）（附則第三十一条関係）

200

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第一条関係）
 【公布の日施行・公布の日から起算して一年三月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供（第二十一条―第二十六条）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 この法律において「個人番号カード」とは、次に掲げる事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十六条）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 この法律において「個人番号カード」とは、次に掲げる事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令</p>

で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。

一 (略)

二 住所(国外転出者(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。))にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届(同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第五項において同じ。))に記載された転出の予定年月日)

三 六 (略)

8 13 (略)

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び

条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理するために、第二十条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。

一 (略)

二 住所(国外転出者(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。))にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届(同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第二項において同じ。))に記載された転出の予定年月日)

三 六 (略)

8 13 (略)

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び

条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 (略)

(基本理念)

第三条 (略)

2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野における利用の促進を図るとともに、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

3・4 (略)

(利用範囲)

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）がある場合にあつては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイ

15 (略)

(基本理念)

第三条 (略)

2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

3・4 (略)

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

ルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち

、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十七條第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九條第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九條の四の二第二項、第二十九條の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十四項、第七十條の二の二第十九項若しくは第七十條の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四條の十三の二若しくは第七十四條の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四条第一項若しくは第

、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十七條第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九條第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九條の四の二第二項、第二十九條の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十四項、第七十條の二の二第十九項若しくは第七十條の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四條の十三の二若しくは第七十四條の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四条第一項若しくは第

四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5・6（略）

（提供の要求）

第十四条（略）

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五の二第一項、第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の七第一項の規定により、機構に対し同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第十九条第五号及び第四十八条において「機構保存本人確認情報等」という。）の提供を求めることができる。

四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5・6（略）

（提供の要求）

第十四条（略）

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二まで又は第三十条の四十四から第三十条の四十四の五までの規定により、機構に対し同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第十九条第五号及び第四十八条において「機構保存本人確認情報等」という。）の提供を求めることができる。

(個人番号カードの発行等)

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者(国外転出者である者に限る。第三項において同じ。)の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳(国外転出者にあつては、戸籍の附票。以下この項及び第四項において同じ。)を備える市町村の長(当該市町村以外の市町村の長を経由して申請することが当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長)を経由して行うものとする。

3 戸籍の附票に記録されている者は、第一項の申請に併せて、領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができる。

4 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード(前項の申出をした者に係るものを除く。以下この項において同じ。)を作成した場合には、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

5 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個

(個人番号カードの発行等)

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

人番号カードを作成した場合には、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

6| 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成及び送付（第十八条の二第一項において「個人番号カードの発行」という。）に関する状況並びに個人番号カードの運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

（個人番号カードの交付等）

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）に対し、前条第四項又は第五項の規定による送付又はその作成についての通知を受けたその者に係る個人番号カードを直接に又は同条第三項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行う市町村長（次項から第四項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。）は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

一 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号（その者に係る住民票が消除されている場合には、当該住民票に

2| 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

（個人番号カードの交付等）

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）に対し、前条第一項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

（新設）

記載されていた個人番号)を確認すること。

2 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること(これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む)。

2 前条第一項の申請(同条第三項の申出をした者に係るものを除く。)が、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わつて前項第二号に掲げる措置をとることができる。

3 前条第三項の申出をした者(交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る。)に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第五項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わつて同号に掲げる措置をとるものとする。

4 前二項の規定により交付市町村長に代わつて第一項第二号に掲げる措置をとつた市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

村長に通知するものとする。

5| 6| (略)

7| 第五項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第十項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

8| 10| (略)

11| 国外転出者に対する第七項、第八項及び前項の規定の適用については、第七項中「その変更があった日から十四日以内に」とあるのは「速やかに、直接に又は領事官を経由して」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第八項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長」とする。

12| (略)

(個人番号カードの発行に関する手数料)

第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項、第四項及び第五項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 (略)

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を交付市町村長（第十七

2| 3| (略)

4| 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第七項並びに第十八条の二第三項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5| 7| (略)

8| 国外転出者に対する第四項、第五項及び前項の規定の適用については、第四項中「その変更があった日から十四日以内に」とあるのは「速やかに」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第五項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」とする。

9| (略)

(個人番号カードの発行に関する手数料)

第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 (略)

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長又は第

条第二項又は第三項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合にあっては、当該市町村長）に委託することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～七 （略）

八 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。）のうち特定個人情報利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人情報利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人情報利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、当該特定個人情報利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を

十七条第八項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する附票管理市町村長に委託することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～七 （略）

八 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者があつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

含む。以下「情報提供者」という。）に対し、当該利用特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

九 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることよって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

十 十七 （略）

第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供

九 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることよって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

十 十七 （略）

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 (略)

2 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあつたときは、当該利用特定個人情報^レが記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報^レファイル又は当該利用特定個人情報^レが記録されている情報提供者の保有する特定個人情報^レファイルについて、第二十八条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があつたと認める場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して利用特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

(削る)

(削る)

(利用特定個人情報の提供)

第二十二條 情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 (略)

2 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報^レが記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報^レファイル又は当該特定個人情報^レが記録されている情報提供者の保有する特定個人情報^レファイルについて、第二十八条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があつたと認めるとき。

(特定個人情報の提供)

第二十二條 情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けた

けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該利用特定個人情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による利用特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一・二 (略)

三 利用特定個人情報の項目

四 (略)

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該利用特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一・二 (略)

3 内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に

ときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一・二 (略)

三 特定個人情報の項目

四 (略)

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一・二 (略)

3 内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定

規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第八号の規定による利用特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十一条（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による利用特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第九号の規定により提供することができる利用特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る利用特定個人情報^が当該限定された利用特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務

する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十一条（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定めるところ、第二十二條第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報^が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、こ

（第十九条第八号」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第十九条第九号）」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

（事務の区分）

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員（領事官であつてこれらの者以外の者を含む。）が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二

の限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務（第十九条第八号）」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第十九条第九号）」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

（事務の区分）

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第四十八条から第五十二条の三まで及び第五十五条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

別表（第九条関係）

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項若しくは第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二 (略)	(略)
二の二 総務大臣 又は都道府県知事	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三 国土交通大臣	(略)
五の二 国土交通大臣	船員法（昭和二十二年法律第百号）による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六・七 (略)	(略)

第五十六条 第四十八条から第五十二条の三までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

別表第一（第九条関係）

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二 (略)	(略)
(新設)	(略)
三 国土交通大臣 (新設)	(略)
六・七 (略)	(略)

<p>十五〇十九 (略)</p>	<p>十四の二 都道府 県知事</p>	<p>十二〇十四 (略)</p>	<p>十一の二 厚生労 働大臣</p>	<p>九〇十一 (略)</p>	<p>八 都道府県知事</p>
<p>(略)</p>	<p>主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）による指定（同法第十五条第一項の指定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>十五〇十九 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>十二〇十四 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>九〇十一 (略)</p>	<p>八 都道府県知事</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>十九の二 厚生労働大臣</p>	<p>医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による認定（同法第五条の二第一項の認定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十九の三 司法試験委員会</p>	<p>司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十九の四 都道府県教育委員会</p>	<p>教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）による教育職員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十九の五 厚生労働大臣又は都道府県知事</p>	<p>死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）による認定（同法第二条第一項第一号の認定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十九の六 都道府県知事</p>	<p>通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による全国通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十九の七 通訳案内士法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長</p>	<p>通訳案内士法による地域通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十・二十一（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	
<p>（略）</p>	
<p>二十・二十一（略）</p>	

二十の二 厚生 労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十二 都道府県 知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三 （略）	（略）
二十三の二 国土 交通大臣	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による建築物調査員資格者証若しくは建築設備等検査員資格者証の交付又は建築基準適合判定資格者若しくは構造計算適合判定資格者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三の三 国土 交通大臣	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三の四 都道 府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三の五 都道 府県知事	クリーニン業法（昭和二十五年法律第二百七号）によるクリーニン師の免許

（新設）	（新設）
二十二 都道府県 知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三 （略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

<p>二十四・二十五 (略)</p>	<p>に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十五の二 日本 行政書士会連合 会</p>	<p>行政書士法(昭和二十六年法律第四号)による行政書士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十五の三 国土 交通大臣</p>	<p>海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)による海事代理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十六 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二十六の二 国土 交通大臣</p>	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四十九号)による海技士の免許、締約国資格証明書を受有する者の承認又は小型船舶操縦士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十六の三 国土 交通大臣</p>	<p>道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)による自動車の変更登録又は自動車整備士の技能検定の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十六の四 国家 公務員災害補償 法(昭和二十六年 法律第九十 一号) 第三条第</p>	<p>国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省</p>

<p>二十四・二十五 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>二十六 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	

<p>一項に規定する 実施機関又は防 衛省の職員の給 与等に関する法 律（昭和二十七 年法律第二百六 十六号）第二十 七条第一項にお いて読み替えて 準用する国家公 務員災害補償法 第八条に規定す る実施機関</p>	<p>令で定めるもの</p>
<p>二十七～三十一 （略）</p>	<p>（略）</p>
<p>三十一の二 法務 大臣</p>	<p>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六 年政令第三百十九号）による外国人の在 留資格に係る許可に関する事務であつて 主務省令で定めるもの</p>
<p>三十二 （略）</p>	<p>（略）</p>
<p>三十三 防衛大臣</p>	<p>防衛省の職員の給与等に関する法律によ る療養の給付若しくは入院時食事療養費 、入院時生活療養費、保険外併用療養費 、療養費、訪問看護療養費、移送費、高 額療養費若しくは高額介護合算療養費の</p>

<p>二十七～三十一 （略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>
<p>三十二 （略）</p>	<p>（略）</p>
<p>三十三 防衛大臣</p>	<p>防衛省の職員の給与等に関する法律（昭 和二十七年法律第二百六十六号）による 療養の給付若しくは入院時食事療養費、 入院時生活療養費、保険外併用療養費、 療養費、訪問看護療養費、移送費、高額</p>

	支給若しくはこれらに準ずる給付若しくは支給又は若年定年退職者給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十四 (略) 三十五 日本私立 学校振興・共済 事業団	(略) 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による短期給付、年金である給付若しくは一時金の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十六～三十九 (略) 三十九の二 厚生 労働大臣	(略) 美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)による美容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十九の三 国土 交通大臣又は環 境大臣	水道法(昭和三十二年法律第七十七号)による給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十～四十二 (略) 四十三 国家公務 員共済組合連合 会	(略) 国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは一時金の支給又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による

	療養費若しくは高額介護合算療養費の支給又はこれらに準ずる給付若しくは支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十四 (略) 三十五 日本私立 学校振興・共済 事業団	(略) 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による短期給付若しくは年金である給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十六～三十九 (略) (新設)	(略)
(新設)	
四十～四十二 (略) 四十三 国家公務 員共済組合連合 会	(略) 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつ

四十三の二 都道 府県知事	調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）による調理師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	四十三の三 厚生 労働大臣	調理師法による調理師の調理技術の審査に関する事務であつて主務省令で定めるもの	四十四～五十三 （略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四百四十五号）による登録販売者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	五十三の二 都道 府県知事		五十四～五十八 （略）		五十九 地方公務員共済組合又は 全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）による短期給付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
---------------------	--	---------------------	--	----------------	---	---------------------	--	----------------	--	-----------------------------------	--

	（新設）	（新設）	四十四～五十三 （略）	（新設）	て主務省令で定めるもの	五十四～五十八 （略）	（略）	五十九 地方公務員共済組合又は 全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
--	------	------	----------------	------	-------------	----------------	-----	-----------------------------------	---

七十八の二 厚生	七十八 (略)	七十七の三 厚生 労働大臣	七十七の二 都道 府県知事	七十七 全国社会 保険労務士会連 合会	七十六の二 厚生 労働大臣	七十二～七十六 (略)	七十一の二 都道 府県知事	六十～七十一 (略)
建築物における衛生的環境の確保に関する	(略)	職業能力開発促進法によるキャリアコン サルタントの登録又は技能検定の実施に 関する事務であつて主務省令で定めるも の	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律 第六十四号)による職業訓練指導員の免 許に関する事務であつて主務省令で定め るもの	社会保険労務士法による社会保険労務士 の登録に関する事務であつて主務省令で 定めるもの	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第 八十九号)による社会保険労務士試験又 は紛争解決手続代理業務試験の実施に関 する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百 五号)による製菓衛生師の免許に関する 事務であつて主務省令で定めるもの	(略)

(新設) 七十八 (略)	(新設) 七十八 (略)	(新設)	(新設)	七十七 全国社会 保険労務士会連 合会	(新設) 七十二～七十六 (略)	(新設)	六十～七十一 (略)
(略)	(略)			社会保険労務士法(昭和四十三年法律第 八十九号)による社会保険労務士の登録 に関する事務であつて主務省令で定める もの	(略)		(略)

労働大臣	七十八の三 経済 産業大臣	る法律（昭和四十五年法律第二十号）による建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）による情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十九〜八十一 （略）	（略）	（略）
八十一の二 厚生 労働大臣	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による免許（同法第七十二条第一項に規定する免許をいう。）又は労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	（略）
八十二 （略）	（略）	（略）
八十二の二 市町 村長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	（略）
八十三 （略）	（略）	（略）
八十三の二 厚生 労働大臣	作業環境測定法（昭和五十年法律第二十号）による作業環境測定士の登録に関	（略）

（新設）	（新設）	（略）
八十三 （略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（略）
七十九〜八十一 （略）	（略）	（略）
（新設）	（略）	（略）
八十二 （略）	（略）	（略）
（新設）	（略）	（略）

	八十四～九十一 (略)	九十一の二 出入 国在留管理庁長 官	九十二～百五 (略)	百五の二 国土交 通大臣	百六～百十六 (略)	百十六の二 厚生 労働大臣	する事務であつて主務省令で定めるもの (略)	日本国との平和条約に基づき日本の国籍 を離脱した者等の出入国管理に関する特 例法(平成三年法律第七十一号)による 特別永住者証明書の交付に関する事務で あつて主務省令で定めるもの (略)	マンションの管理の適正化の推進に関す る法律(平成十二年法律第四百十九号) によるマンション管理士の登録に関する 事務であつて主務省令で定めるもの (略)	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する 法律の一部を改正する法律(平成十七年 法律第三十九号)附則第三条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとさ れた同法の規定による改正前の臨床検査 技師、衛生検査技師等に関する法律(昭 和三十三年法律第七十六号)による衛生 検査技師名簿への登録に関する事務であ つて主務省令で定めるもの
--	----------------	--------------------------	---------------	-----------------	---------------	------------------	---------------------------	--	---	--

	八十四～九十一 (略)	(新設)	九十二～百五 (略)	(新設)	百六～百十六 (略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
--	----------------	------	---------------	------	---------------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

<p>百三十一 都道府 県知事</p>	<p>百三十一の二 都道府県知事又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長</p>	<p>百十八～百三十 （略）</p>	<p>百十七の二 総務大臣</p>	<p>百十七 （略）</p>
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>（略）</p>	<p>国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>（略）</p>

<p>百三十一 都道府 県知事</p>	<p>（新設）</p>	<p>百十八～百三十 （略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>百十七 （略）</p>
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

百三十二～百三十
六 (略) (略)

(削る)

百三十二～百三十
六 (略) (略)

別表第二(第十九条、第二十一条関係)
(略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第二条関係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行・公布の日から起算して三年以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2～6（略） 7 この法律において「個人番号カード」とは、次に掲げる事項外国人住民（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。）にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）が記載され、第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。</p> <p>一（略） 二 氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2～6（略） 7 この法律において「個人番号カード」とは、次に掲げる事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。</p> <p>一（略） （新設）</p>

）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。）

三 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第六項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

四 〓七 （略）

8 〓15 （略）

（利用範囲）

第九条 （略）

2 （略）

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法第一百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。））についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する

二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第五項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

三 〓六 （略）

8 〓15 （略）

（利用範囲）

第九条 （略）

2 （略）

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。））についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報

る情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 5 6 （略）

（個人番号カードの発行等）

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。第四項において同じ。）の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳（国外転出者にあつては、戸籍の附票。以下この項及び第五項において同じ。）を備える市町村の長（当該市町村以外の市町村の長を經由して申請することが当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務

、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 5 6 （略）

（個人番号カードの発行等）

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。第三項において同じ。）の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳（国外転出者にあつては、戸籍の附票。以下この項及び第四項において同じ。）を備える市町村の長（当該市町村以外の市町村の長を經由して申請することが当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務

省令で定める事情がある場合には、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長）を経由して行うものとする。

3| 住民基本台帳に記録されている者であつて前項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの（当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限る。）のうち個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

4| (略)

5| 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード（前二項の申出をした者に係るものを除く。以下この項において同じ。）を作成した場合には、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

6| 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合（同項の市町村の長から機構に対し、その者について同項に規定する措置をとつた旨の通知があつた場合に限る。）には、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するものとする。

7| 機構は、第一項の申請に基づき第四項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合には、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出

省令で定める事情がある場合には、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長）を経由して行うものとする。

(新設)

3| (略)

4| 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード（前項の申出をした者に係るものを除く。以下この項において同じ。）を作成した場合には、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

(新設)

5| 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合には、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出

に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

8| (略)

(個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）に対し、前条第五項から第七項までの規定による送付又はその作成についての通知を受けたその者に係る個人番号カードを直接に又は機構若しくは同条第四項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行う市町村長（次項から第五項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。）は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

一・二 (略)

2 前条第一項の申請（同条第四項の申出をした者に係るものを除く。）が、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって前項第二号に掲げる措置をとることができる。

3 前条第三項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から機構に対しその旨の通知があったものに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、政令で定めるところにより、機構が、その者に対し、当該個人番号カードを送付することによ

に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

6| (略)

(個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）に対し、前条第四項又は第五項の規定による送付又はその作成についての通知を受けたその者に係る個人番号カードを直接に又は同条第三項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行う市町村長（次項から第四項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。）は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

一・二 (略)

2 前条第一項の申請（同条第三項の申出をした者に係るものを除く。）が、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって前項第二号に掲げる措置をとることができる。

(新設)

り行う。

4| 前条第四項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第七項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わつて同号に掲げる措置をとるものとする。

5| 第二項又は前項の規定により交付市町村長に代わつて第一項第二号に掲げる措置をとつた市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。

6・7| (略)

8| 第六項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第十一項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

9| 11| (略)

3| 前条第三項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第五項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わつて同号に掲げる措置をとるものとする。

4| 前二項の規定により交付市町村長に代わつて第一項第二号に掲げる措置をとつた市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。

5・6| (略)

7| 第五項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第十項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

8| 10| (略)

12| 国外転出者に対する第八項、第九項及び前項の規定の適用については、第八項中「その変更があった日から十四日以内に」とあるのは「速やかに、直接に又は領事官を経由して」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第九項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長」とする。

13| (略)

(個人番号カードの発行に関する手数料)

第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項、第五項及び第七項並びに第十七条第三項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 (略)

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を交付市町村長（第十七条第二項又は第四項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合にあっては、当該市町村長）に委託することができる。

(個人番号カード関係事務に係る中期目標)

第三十八条の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二及び第十七条第三項の規定により機構が処理する事務並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八条の十二までに

11| 国外転出者に対する第七項、第八項及び前項の規定の適用については、第七項中「その変更があった日から十四日以内に」とあるのは「速やかに、直接に又は領事官を経由して」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第八項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長」とする。

12| (略)

(個人番号カードの発行に関する手数料)

第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項、第四項及び第五項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 (略)

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を交付市町村長（第十七条第二項又は第三項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合にあっては、当該市町村長）に委託することができる。

(個人番号カード関係事務に係る中期目標)

第三十八条の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二の規定により機構が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八条の十二までにおいて同じ。）の実施

において同じ。)の実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

(事務の区分)

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項(附則第三条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第二項及び第六項、第十七条第一項から第五項まで及び第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第二十一条の二第二項(情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

(事務の区分)

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項(附則第三条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第二項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十一条の二第二項(情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第三条関係）

【公布の日から起算して一年三月以内に政令で定める日施行・公布の日から起算して二年以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の四 十一―<u>第三十条の四十四の十三</u>）</p> <p>第四章の四（略）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（住民票の記載事項）</p> <p>第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の四 十一―<u>第三十条の四十四の十二</u>）</p> <p>第四章の四（略）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（住民票の記載事項）</p> <p>第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p>

二〇十四 (略)

(戸籍の附票の記載事項)

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一・二 (略)

二の二 氏名の振り仮名

三〇七 (略)

八 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 (略)

二〇四 (略)

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五	第一項
項	住民票の写し
	戸籍の附票の写し

二〇十四 (略)

(戸籍の附票の記載事項)

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一・二 (略)

(新設)

三〇七 (略)

(新設)

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 (略)

二〇四 (略)

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五	第一項
項	住民票の写し
	戸籍の附票の写し

第七項	第十二条の三 (略)	基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項（第七条第八号 の二及び第十三号に 掲げる事項を除く。 以下この項において 同じ。）の全部若し くは一部が表示され た住民票の写し又は	同項	同項	第七号第四号、第五 号及び第八号の二か ら第十四号までに掲 げる	第十七条第一号、第七 号及び第八号に掲げる 事項並びに第十七条の 二第一項の規定により 記載された	同項	第十二条の二 (略)	第一項	住民票の写し	第七号第四号、第五 号、第九号から第十 二号まで及び第十四 号に掲げる	戸籍の附票の写し	第二十條第二項	第二十條第一項	第十七条第一号及び第 七号に掲げる事項並び に第十七条の二第一項 の規定により記載され た	第二十條第二項	第二十條第一項	第十七条第一号、第七 号及び第八号に掲げる 事項並びに第十七条の 二第一項の規定により 記載された

第七項	第十二条の三 (略)	基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項（第七条第八号 の二及び第十三号に 掲げる事項を除く。 以下この項において 同じ。）の全部若し くは一部が表示され た住民票の写し又は	同項	同項	第七号第四号、第五 号及び第八号の二か ら第十四号までに掲 げる	第十七条第一号及び第 七号に掲げる事項並び に第十七条の二第一項 の規定により記載され た	同項	第十二条の二 (略)	第一項	住民票の写し	第七号第四号、第五 号、第九号から第十 二号まで及び第十四 号に掲げる	戸籍の附票の写し	第二十條第二項	第二十條第一項	第十七条第一号及び第 七号に掲げる事項並び に第十七条の二第一項 の規定により記載され た	第二十條第二項	第二十條第一項	第十七条第一号、第七 号及び第八号に掲げる 事項並びに第十七条の 二第一項の規定により 記載された

(略)	基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項の全部若しくは 一部を記載した住民 票記載事項証明書	籍の附票の写し
(略)	(略)	(略)

(戸籍の附票の除票の写しの交付)

第二十一条の三 (略)

2、4 (略)

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十二条第五項	第一項	第二十一条の三第一項
住民票の写し	戸籍の附票の除票の写し	
第七条第四号、第五号及び第八号の二	第十七条第一号、第七号及び第八号に掲げる	

(略)	基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項の全部若しくは 一部を記載した住民 票記載事項証明書	し
(略)	(略)	(略)

(戸籍の附票の除票の写しの交付)

第二十一条の三 (略)

2、4 (略)

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十二条第五項	第一項	第二十一条の三第一項
住民票の写し	戸籍の附票の除票の写し	
第七条第四号、第五号及び第八号の二	第十七条第一号及び第七号に掲げる事項並び	

第七項 第十二条の三 (略)	基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項(第七条第八号 の二及び第十三号に 掲げる事項を除く。 以下この項において 同じ。)の全部若し くは一部が表示され た住民票の写し又は 基礎証明事項のほか	(略)	同項	第七号第四号、第五 号、第九号から第十 二号まで及び第十四 号に掲げる	住民票の写し	第十二条の二 第一項	(略)	同項	ら第十四号までに掲 げる
								第二十一条の三第二項	事項並びに第十七条の 二第二項の規定により 記載された
第七項 第十二条の三 (略)	基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項(第七条第八号 の二及び第十三号に 掲げる事項を除く。 以下この項において 同じ。)の全部若し くは一部が表示され た住民票の写し又は 基礎証明事項のほか	(略)	同項	第七号第四号、第五 号、第九号から第十 二号まで及び第十四 号に掲げる	住民票の写し	第十二条の二 第一項	(略)	第二十一条の三第二項	事項並びに第十七条の 二第二項の規定により 記載された
								第二十一条の三第二項	事項並びに第十七条の 二第二項の規定により 記載された

第七項 第十二条の三 (略)	基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項(第七条第八号 の二及び第十三号に 掲げる事項を除く。 以下この項において 同じ。)の全部若し くは一部が表示され た住民票の写し又は 基礎証明事項のほか	(略)	同項	第七号第四号、第五 号、第九号から第十 二号まで及び第十四 号に掲げる	住民票の写し	第十二条の二 第一項	(略)	同項	ら第十四号までに掲 げる
								第二十一条の三第二項	事項並びに第十七条の 二第二項の規定により 記載された
第七項 第十二条の三 (略)	基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項(第七条第八号 の二及び第十三号に 掲げる事項を除く。 以下この項において 同じ。)の全部若し くは一部が表示され た住民票の写し又は 基礎証明事項のほか	(略)	同項	第七号第四号、第五 号、第九号から第十 二号まで及び第十四 号に掲げる	住民票の写し	第十二条の二 第一項	(略)	第二十一条の三第二項	事項並びに第十七条の 二第二項の規定により 記載された
								第二十一条の三第二項	事項並びに第十七条の 二第二項の規定により 記載された

(略)	基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書	(略)	の写し
-----	-------------------------------------	-----	-----

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第三節 本人確認情報の提供及び利用等

(本人確認情報の利用)

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 四 (略)

2 (略)

3 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十一第三項の規定による事務に利用することができる。

4・5 (略)

(略)	基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書	(略)	
-----	-------------------------------------	-----	--

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第三節 本人確認情報の提供及び利用等

(本人確認情報の利用)

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 四 (略)

2 (略)

3 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十第三項の規定による事務に利用することができる。

4・5 (略)

(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等)

- 第三十条の十五の二 機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務(別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務(以下この項において「別表事務」という。))に準ずる事務(個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる事務であつて当該事務の性質が当該別表事務と同一であることその他政令で定める基準に適合するものに限る。)をいう。以下同じ。)のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの(以下「準法定事務処理者」という。)から当該準法定事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。
- 2| 都道府県知事は、準法定事務のうち総務省令で定めるものを遂行するときは、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる。
- 3| 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて、準法定事務のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるものから当該準法定事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

(報告書の公表)

(新設)

(報告書の公表)

第三十条の十六 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九、第三十条の九の二及び前条第一項（準法定事務処理者（国の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の二十三、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第二項において同じ。）への機構保存本人確認情報の提供に係る部分に限る。）の規定による機構保存本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（本人確認情報等の提供に関する手数料）

第三十条の二十三 機構は、第三十条の九、第三十条の九の二第一項又は第三十条の十五の二第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又はデジタル庁から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

（本人確認情報の提供及び利用の制限）

第三十条の二十五 都道府県知事は、第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項、第三十条の十五の二第二項若しくは第三項又は第三十七条第二項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで、第三十条の十五の二第一項又は第三十

第三十条の十六 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九及び第三十条の九の二の規定による機構保存本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（本人確認情報等の提供に関する手数料）

第三十条の二十三 機構は、第三十条の九又は第三十条の九の二第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又はデジタル庁から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

（本人確認情報の提供及び利用の制限）

第三十条の二十五 都道府県知事は、第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで又は第三十七条第二項の規定により機構

七条第二項の規定により機構保存本人確認情報又は住民票コードを提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

(受領者等による本人確認情報等の安全確保)

第三十条の二十八 第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで、第三十条の十五第二項若しくは第三十条の十五の二第一項若しくは第三項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又は第三十条の九の二の規定により住民票コードの提供を受けたデジタル庁(以下「受領者」という。)
。がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報又は住民票コード(以下「受領した本人確認情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、受領者は、受領した本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該受領した本人確認情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(本人確認情報等の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十 第三十条の十から第三十条の十四まで、第三十条の十五第二項又は第三十条の十五の二第一項若しくは第三項の規

保存本人確認情報又は住民票コードを提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

(受領者等による本人確認情報等の安全確保)

第三十条の二十八 第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は第三十条の九の二の規定により住民票コードの提供を受けたデジタル庁(以下「受領者」という。)
。これらの規定により提供を受けた本人確認情報又は住民票コード(以下「受領した本人確認情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、受領者は、受領した本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該受領した本人確認情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(本人確認情報等の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十 第三十条の十から第三十条の十四まで又は第三十条の十五第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関

定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 第三十条の九、第三十条の九の二又は第三十条の十五の二第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又はデジタル庁が提供を受けた本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者、同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者、準法定事務処理者の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者又はデジタル庁の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 (略)

(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第七条第二号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(戸籍の附票に記載されている同条第二号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項(戸籍の附票の消除を行った場合には、当該戸

又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 第三十条の九又は第三十条の九の二の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又はデジタル庁が提供を受けた本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者、同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者又はデジタル庁の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 (略)

(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第七条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(戸籍の附票に記載されている同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項(戸籍の附票の消除を行った場合には、当該戸籍の附票に記

籍の附票に記載されていたこれらの事項）並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2 3 4 （略）

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

（附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供）

第三十条の四十四の四 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一・二 （略）

三 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の四十四の十一第二項の規定による事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 （略）

（附票本人確認情報の利用）

第三十条の四十四の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができる。

載されていたこれらの事項）並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2 3 4 （略）

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

（附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供）

第三十条の四十四の四 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一・二 （略）

三 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の四十四の十第二項の規定による事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 （略）

（附票本人確認情報の利用）

第三十条の四十四の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。

一〇四 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十条の十五の二第二項若しくは第三項の規定による事務（これらの規定により、前二項又は次条第二項若しくは第三項の規定により利用し、又は提供する都道府県知事保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を利用し、又は提供する場合には限る。）に利用することができる。

4・5 (略)

6 機構は、機構保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十二まで又は第三十条の十五の二第一項の規定による事務（これらの規定により、第三十条の四十四、前三条又は次条第一項の規定により提供される機構保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を提供する場合には限る。）に利用することができる。

7・8 (略)

（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）

第三十条の四十四の七 機構は、準法定事務処理者から第三十条の十五の二第一項に規定する総務省令で定める準法定事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

2 都道府県知事は、第三十条の十五の二第二項に規定する総務省

一〇四 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の十五第一項又は第二項の規定による事務（これらの規定により、前二項の規定により利用し、又は提供する都道府県知事保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を利用し、又は提供する場合には限る。）に利用することができる。

4・5 (略)

6 機構は、機構保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の九又は第三十条の十から第三十条の十二までの規定による事務（これらの規定により、第三十条の四十四又は前三条の規定により提供される機構保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を提供する場合には限る。）に利用することができる。

7・8 (略)

（新設）

令で定める準法定事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）は、都道府県知事保存附票本人確認情報を利用することができる。

3 都道府県知事は、第三十条の十五の二第三項に規定する総務省令で定める者から同項に規定する総務省令で定める準法定事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。

（報告書の公表）

第三十条の四十四の八 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の四十四、第三十条の四十四の二及び前条第一項（準法定事務処理者（国の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の四十四の十二において同じ。）への機構保存附票本人確認情報の提供に係る部分に限る。）の規定による機構保存附票本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（本人確認情報処理事務に関する規定の準用）

第三十条の四十四の九 （略）

（都道府県知事に対する技術的な助言等）

第三十条の四十四の十 （略）

（市町村間の連絡調整等）

（報告書の公表）

第三十条の四十四の七 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の四十四及び第三十条の四十四の二の規定による機構保存附票本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（本人確認情報処理事務に関する規定の準用）

第三十条の四十四の八 （略）

（都道府県知事に対する技術的な助言等）

第三十条の四十四の九 （略）

（市町村間の連絡調整等）

第三十条の四十四の十一 (略)

(附票本人確認情報の提供に関する手数料)

第三十条の四十四の十二 機構は、第三十条の四十四、第三十条の四十四の二又は第三十条の四十四の七第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又はデジタル庁から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(附票本人確認情報の保護)

第三十条の四十四の十三 前章第四節(第三十条の三十七から第三十条の三十九までを除く。)の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十条の二十五 第一項	第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項、第三十条の十五の二第二項若しくは第三項又は第三十七条第二項	第三十条の四十四の六第一項から第三項まで又は第三十条の四十四の七第二項若しくは第三項

第三十条の四十四の十 (略)

(附票本人確認情報の提供に関する手数料)

第三十条の四十四の十一 機構は、第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又はデジタル庁から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(附票本人確認情報の保護)

第三十条の四十四の十二 前章第四節(第三十条の三十七から第三十条の三十九までを除く。)の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十条の二十五 第一項	第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項	第三十条の四十四の六第一項から第三項まで

	都道府県知事保存本人確認情報	都道府県知事保存附票本人確認情報	第三十条の二十五 第二項	第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで、第三十条の十五の第二項又は第三十七條第二項	第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで、第三十条の四十四の六第四項から第八項まで又は第三十条の四十四の七第一項	(略) 第三十条の二十八 第一項	(略) 第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで、第三十条の十五第二項若しくは第三十条の十五の二第一項若しくは第三項	(略) 第三十条の四十四、第三十条の四十四の三から第三十条の四十四の五まで、第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項若しくは第三十条の四
--	----------------	------------------	-----------------	---	--	------------------------	---	---

	都道府県知事保存本人確認情報	都道府県知事保存附票本人確認情報	第三十条の二十五 第二項	第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで又は第三十七條第二項	第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の六第四項から第八項まで	(略) 第三十条の二十八 第一項	(略) 第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項	(略) 第三十条の四十四、第三十条の四十四の三から第三十条の四十四の五まで若しくは第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項
--	----------------	------------------	-----------------	---	--	------------------------	---	--

(略)	第三十条の三十第二項	本人確認情報等	第三十条の九、第三十条の九の二又は第三十条の十五の第二項	(略)	第三十条の九の二	第三十条の九の二	十四の七第一項若しくは第三項
							第三十条の四十四
(略)	(略)	等	第三十条の四十四、第三十条の四十四の二又は第三十条の四十四の七第一項	(略)	第三十条の四十四	第三十条の四十四	

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)
第三十条の四十五 日本国籍を有しない者のうち次の表の上欄に

(略)	第三十条の三十第二項	本人確認情報等	第三十条の九又は第三十条の九の二	(略)	第三十条の九の二	第三十条の九の二	第三十条の四十四
							第三十条の四十四
(略)	(略)	等	第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二	(略)	第三十条の四十四	第三十条の四十四	

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)
第三十条の四十五 日本国籍を有しない者のうち次の表の上欄に

掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号（第一号の二、第五号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

（表 略）

（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知）

第三十条の五十 出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七条第一号、第二号及び第三号に掲げる事項、国籍等又は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

（外国人住民についての適用の特例）

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の

掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号（第五号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

（表 略）

（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知）

第三十条の五十 出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

（外国人住民についての適用の特例）

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の

適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十二条の二 第一項	から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	、第二号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四及び外国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
(略)	(略)	(略)
第十二条の三 第一項	から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項	、第二号、第三号、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
(略)	(略)	(略)
第十五条の四 第二項	から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	、第二号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四

適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十二条の二 第一項	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
(略)	(略)	(略)
第十二条の三 第一項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
(略)	(略)	(略)
第十五条の四 第二項	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定す

第十五条の四 第三項	から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項	十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
		、第二号、第三号、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日

第六章 罰則

第四十二条 第三十条の二十六又は第三十条の三十（これらの規定を第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる者であつて、その事務に関して知り得た事項を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した
もの
イゝへ (略)

第十五条の四 第三項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	る国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
		、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日

第六章 罰則

第四十二条 第三十条の二十六又は第三十条の三十（これらの規定を第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる者であつて、その事務に関して知り得た事項を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した
もの
イゝへ (略)

ト 受領した本人確認情報等又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十三において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者（チにおいて「附票情報受領者」という。）の職員又は職員であつた者

チ 受領者又は附票情報受領者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う受領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十三において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十八（第三十条の四十四の九において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十条の二十第一項（第三十条の四十四の九において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十九条の二 第四十二条（第三十条の三十第二項（第三十条の四十四の十三において準用する場合を含むものとし、別表第一の四十一の項の下欄に掲げる事務の処理に関し外務省が提供を受け

ト 受領した本人確認情報等又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者の職員又は職員であつた者

チ 受領者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う受領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十八（第三十条の四十四の八において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十条の二十第一項（第三十条の四十四の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（新設）

た本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第四十三条(第二号ト(当該事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十一条 偽りその他不正の手段により第三十条の三十二第二項(第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。)の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一(第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係)

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一〇十五の三(略)	(略)
十六 総務省	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七・十八(略)	(略)

第五十一条 偽りその他不正の手段により第三十条の三十二第二項(第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。)の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一(第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二関係)

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一〇十五の三(略)	(略)
十六 総務省	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七・十八(略)	(略)

<p>三十 法務省 二十〇二十九（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>十八の二 日本行政書士会連合会 十九 地方公務員 共済組合及び全 国市町村職員共 済組合連合会</p>	<p>行政書士法（昭和二十六年法律第四号） による同法第六条第一項の行政書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付の支給、同法第一百十二条第一項若しくは第一百十二条の二第一項の福祉事業の実施若しくは同法附則第十九条の二第二項の一時金の支給、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
-----------------------------	------------	--	---

<p>三十 法務省 二十〇二十九（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設） 十九 地方公務員 共済組合及び全 国市町村職員共 済組合連合会</p>	<p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付の支給若しくは同法第一百十二条第一項若しくは第一百十二条の二第一項の福祉事業の実施、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
-----------------------------	------------	---	---

三十一～三十九 (略)	号)による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十 法務省	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付、同法第二十条第三項(同法第二十二条の二第三項(同法第二十二条の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二十一条第三項若しくは第二十二条第二項(同法第二十二条の二第四項(同法第二十二条の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十の二 (略) 四十の三 出入国 在留管理庁	(略) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法による同法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は同法第七条第一項の特別永住者証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十の四・四十の	(略)

三十一～三十九 (略)	号)による司法試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十 法務省	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付又は同法第二十条第三項(同法第二十二条の二第三項(同法第二十二条の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十の二 (略) (新設)	(略)
四十の三・四十の	(略)

五 (略)	四十一 外務省	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加又は同法第十六条若しくは第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十一の二～四十 一 の 四 (略)	(略)	四十二 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付若しくは同法附則第十三条の二第二項の一時金の支給、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第五項、第三十七条第一項若しくは第四十一条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十三～四十七の 六 (略)	(略)	四十八 日本私立 学校振興・共済	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第一項の短
----------	---------	--	--------------------------	-----	------------------	---	----------------------	-----	---------------------	--------------------------------------

四 (略)	四十一 外務省	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十一の二～四十 一 の 四 (略)	(略)	四十二 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付の支給、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第五項、第三十七条第一項若しくは第四十一条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十三～四十七の 六 (略)	(略)	四十八 日本私立 学校振興・共済	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第一項の短
----------	---------	--	--------------------------	-----	------------------	--	----------------------	-----	---------------------	--------------------------------------

<p>事業団</p>	<p>期給付、同条第二項の退職等年金給付若しくは同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の第二項の一時金の支給若しくは私立学校教職員共済法第二十六条第一項若しくは第二項の福祉事業の実施又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十八条第三項若しくは第七十九条の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>四十九〜五十七 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>五十七の二 厚生 労働省</p>	<p>医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による同法第五条の二第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>五十七の三 厚生 労働省</p>	<p>医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による同法第二条の医師の免許、同法第九条の医師国家試験の実施又は同法第十六条の六第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>五十七の四 厚生 労働省</p>	<p>歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による同法第二条の歯科医師の免許、同法第九条の歯科医師国家試験の実施又は同法第十六条の四第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
------------	---	------------------------	------------	-----------------------------	---	-----------------------------	---	-----------------------------	---

<p>事業団</p>	<p>期給付若しくは同条第二項の退職等年金給付の支給若しくは同法第二十六条第一項若しくは第二項の福祉事業の実施又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十八条第三項若しくは第七十九条の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>四十九〜五十七 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による同法第二条の医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>五十七の二 厚生 労働省</p>	<p>医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による同法第二条の医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>五十七の三 厚生 労働省</p>	<p>歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による同法第二条の歯科医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
------------	---	------------------------	------------	-------------	---	-----------------------------	---	-----------------------------	---

<p>五十七の五 厚生 労働省</p>	<p>死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五十七の六 厚生 労働省</p>	<p>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による同法第七条第一項の保健師の免許、同条第二項の助産師の免許、同条第三項の看護師の免許又は同法第十七条の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五十七の七・五十七の八 （略）</p>	<p>（略）</p>
<p>五十七の九 厚生 労働省又は歯科 衛生士法第十二 条の四第一項に 規定する指定試 験機関</p>	<p>歯科衛生士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五十七の十 厚生 労働省</p>	<p>診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による同法第三条の診療放射線技師の免許又は同法第十七条の試験の実施に関する事務であつて総務省令</p>

<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>
<p>五十七の四 厚生 労働省</p>	<p>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による同法第七条第一項の保健師の免許、同条第二項の助産師の免許又は同条第三項の看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五十七の五・五十七の六 （略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>
<p>五十七の七 厚生 労働省</p>	<p>診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による同法第三条の診療放射線技師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

五十七の十一 (略)	で定めるもの
五十七の十二 厚生労働省又は歯 科技工士法第十 五条の三第一項 に規定する指定 試験機関	歯科技工士法による同法第十一条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十三 厚生労働省	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による同法第三条の臨床検査技師の免許若しくは同法第十条の試験の実施又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十四 厚生労働省	理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)による同法第三条の理学療法士若しくは作業療法士の免許又は同法第九条の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の実施に関する

五十七の八 (略)	(略)
(新設)	
五十七の九 厚生労働省	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による同法第三条の臨床検査技師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十 厚生労働省	理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)による同法第三条の理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

	<p>五十七の十五 厚生労働省</p>	<p>事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五十七の十七 厚生労働省又は臨床工学技士法第十七条第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>臨床工学技士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（略）</p>
<p>五十七の十八 厚生労働省又は義肢装具士法第十条第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>義肢装具士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（略）</p>
<p>五十七の二十一 厚生労働省又は救急救命士法による同法第三十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

	<p>五十七の十一 厚生労働省</p>	<p>視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による同法第三条の視能訓練士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五十七の十二 厚生労働省</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>五十七の十三 厚生労働省</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>五十七の十四 厚生労働省</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>救急救命士法第 三十七条第一項 に規定する指定 試験機関</p>	<p>定めるもの</p>
<p>五十七の二十二 (略)</p> <p>五十七の二十三 厚生労働省又は 言語聴覚士法第 三十六条第一項 に規定する指定 試験機関</p>	<p>(略)</p> <p>言語聴覚士法による同法第二十九条の試 験の実施に関する事務であつて総務省令 で定めるもの</p>
<p>五十七の二十四 厚生労働省又は あん摩マツサー ジ指圧師、はり 師、きゆう師等 に関する法律(昭 和二十二年法 律第二百十七号)第三条の四第 一項に規定する 指定試験機関</p>	<p>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう 師等に関する法律による同法第二条第 一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験 、はり師国家試験又はきゆう師国家試験 の実施に関する事務であつて総務省令で 定めるもの</p>
<p>五十七の二十五 厚生労働省又は</p>	<p>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう 師等に関する法律による同法第二条第</p>

<p>五十七の十五 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>五十七の十六 厚 生労働省又はあ</p>	<p>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう 師等に関する法律による同法第二条第</p>

<p>あん摩マツサー ジ指圧師、はり 師、きゆう師等 に関する法律第 三条の二十三第 一項に規定する 指定登録機関</p>	<p>一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師 又はきゆう師の免許に関する事務であつ て総務省令で定めるもの</p>
<p>五十七の二十六 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>五十七の二十七 厚生労働省又は 柔道整復師法第 十三条の三第一 項に規定する指 定試験機関</p>	<p>柔道整復師法による同法第十条の試験の 実施に関する事務であつて総務省令で定 めるもの</p>
<p>五十七の二十八 五十七の三十一 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>五十七の三十二 厚生労働省</p>	<p>栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十 五号）による同法第二条第三項の管理栄 養士の免許又は同法第五条の二の管理栄 養士国家試験の実施に関する事務であつ て総務省令で定めるもの</p>

<p>あん摩マツサー ジ指圧師、はり師 、きゆう師等に 関する法律（昭 和二十二年法律 第二百十七号） 第三条の二十三 第一項に規定す る指定登録機関</p>	<p>一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師 又はきゆう師の免許に関する事務であつ て総務省令で定めるもの</p>
<p>五十七の十七 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>五十七の十八 五十七の二十一 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>五十七の二十二 厚生労働省</p>	<p>栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十 五号）による同法第二条第三項の管理栄 養士の免許に関する事務であつて総務省 令で定めるもの</p>

<p>五十七の三十三 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第二項に規定する指定試験機関</p>	<p>五十七の三十四 厚生労働省又は調理師法第八条の三第二項に規定する団体</p>	<p>五十七の三十五 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第二項に規定する指定試験機関</p>	<p>五十七の三十六 厚生労働省</p>	<p>五十七の三十七</p>
<p>調理師法による同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>調理師法による同法第八条の三第一項の審査に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>製菓衛生師法による同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による同法第七条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する</p>

<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

<p>厚生労働省又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八條第三項に規定する指定試験機関</p>	<p>五十七の三十八 厚生労働省又は理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号） 第五條の三第一項に規定する指定登録機関</p>	<p>五十七の三十九 厚生労働省又は理容師法第四條の二第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>五十七の四十 厚生労働省又は美容師法（昭和三十三年法律第一百</p>	<p>る法律による同法第八條第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>理容師法による同法第二條の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>理容師法による同法第三條第一項の理容師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>美容師法による同法第三條第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>				

<p>五十九の二 厚生労働省</p>	<p>五十八・五十九 (略)</p>	<p>五十七の四十二 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条の二 第一項に規定する 指定試験機関</p>	<p>五十七の四十一 厚生労働省又は 美容師法第四条 の二第一項に規 定する指定試験 機関</p>	<p>六十三号)第五 条の三第一項に 規定する指定登 録機関</p>
<p>六十・六十一 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>クリーニング業法による同法第七条第一 項のクリーニング師の試験の実施に關す る事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>美容師法による同法第四条第一項の美容 師試験の実施に關する事務であつて総務 省令で定めるもの</p>	<p>美容師法による同法第四条第一項の美容 師試験の実施に關する事務であつて総務 省令で定めるもの</p>

<p>五十九の二 厚生労働省</p>	<p>五十八・五十九 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>六十・六十一 (略)</p>	<p>(略)</p>			<p>薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六 号)による同法第二条の薬剤師の免許に 關する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

略)	<p>六十一の二 厚生 労働省又は労働 安全衛生法第八 十三条の二に規 定する指定コン サルタント試験 機関</p>	<p>六十一の三 厚生 労働省又は労働 安全衛生法第八 十五条の二第一 項に規定する指 定登録機関</p>	<p>六十二 厚生労働 省又は作業環境 測定法（昭和五 十年法律第二十 八号）第三十二 条の二第二項に 規定する指定登 録機関</p>	<p>六十二の二 厚生 労働省又は作業 環境測定法第二</p>	<p>労働安全衛生法による同法第八十二条第 一項の労働安全コンサルタント試験又は 同法第八十三条第一項の労働衛生コンサ ルタント試験の実施に関する事務であつ て総務省令で定めるもの</p>	<p>労働安全衛生法による同法第八十四条第 一項の労働安全コンサルタント又は労働 衛生コンサルタントの登録に関する事務 であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>作業環境測定法による同法第七条の作業 環境測定士の登録に関する事務であつて 総務省令で定めるもの</p>	<p>作業環境測定法による同法第十四条第一 項の試験の実施に関する事務であつて総 務省令で定めるもの</p>
----	--	---	---	---	--	--	---	--

略)	(新設)	(新設)	<p>六十二 厚生労働 省又は作業環境 測定法（昭和五 十年法律第二十 八号）第三十二 条の二第二項に 規定する指定登 録機関</p>	(新設)			<p>作業環境測定法による作業環境測定士の 登録に関する事務であつて総務省令で定 めるもの</p>	
----	------	------	---	------	--	--	---	--

<p>十條第二項に規定する指定試験機</p>	<p>六十三〜七十の二 (略)</p>	<p>七十一 厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七條第一項に規定する指定試験機</p>	<p>七十一の二 厚生労働省又は職業能力開発促進法第三十條の五第一項に規定する登録試験機</p>	<p>七十一の三 厚生労働省又は職業能力開発促進法第三十條の二十四第一項に規定する指定登録機</p>
	<p>(略)</p>	<p>職業能力開発促進法による同法第四十四條第一項の技能検定の実施又は同法第四十九條の合格證書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>職業能力開発促進法による同法第三十條の四第一項のキャリアコンサルタント試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>職業能力開発促進法による同法第三十條の十九第一項のキャリアコンサルタントの登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>六十三〜七十の二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>七十一 厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七條第一項に規定する指定試験機</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>職業能力開発促進法による技能検定の合格證書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>		

<p>関</p> <p>七十一の四、七十 一の七 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>七十一の八 厚生 労働省又は社会 福祉士及び介護 福祉士法(昭和 六十二年法律第 三十号)第十條 第一項に規定す る指定試験機関</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法による同法 第五條の社会福祉士試験の実施に関する 事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十一の十 厚生 労働省又は社会 福祉士及び介護 福祉士法第四十 一條第一項に規</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法による同法 第四十條第一項の介護福祉士試験の実施 に関する事務であつて総務省令で定める もの</p>

<p>七十一の二、七十 一の五 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p> <p>七十一の六 厚生 労働省又は社会 福祉士及び介護 福祉士法(昭和 六十二年法律第 三十号)第三十 五條第一項に規 定する指定登録 機関</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法による同法 第二十八條の社会福祉士の登録に関する 事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>(新設)</p>	

<p>定する指定試験 機関</p>	<p>七十一の十一・七 十一の十二 (略)</p>	<p>七十一の十三 厚 生労働省</p>	<p>七十一の十四 厚 生労働省又は精 神保健福祉士法 (平成九年法律 第三百三十一号) 第十条第一項に 規定する指定試 験機関</p>	<p>七十一の十五 厚 生労働省又は精 神保健福祉士法 第三十五条第一 項に規定する指 定登録機関</p>
	<p>(略)</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法 律(昭和二十五年法律第二百二十三号)に よる同法第十八条第一項の指定に関する 事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>精神保健福祉士法による同法第五条の試 験の実施に関する事務であつて総務省令 で定めるもの</p>	<p>精神保健福祉士法による同法第二十八条 の精神保健福祉士の登録に関する事務で あつて総務省令で定めるもの</p>

<p>七十一の七・七十 一の八 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>七十一の九 厚生 労働省又は精神 保健福祉士法 (平成九年法律第 百三十一号)第 三十五条第一項 に規定する指定 登録機関</p>
<p>(略)</p>				<p>精神保健福祉士法による同法第二十八条 の精神保健福祉士の登録に関する事務で あつて総務省令で定めるもの</p>

<p>七十一の十六 文 部科学省及び厚生労働省又は公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第十條第一項に規定する指定試験機 関</p>	<p>七十一の十七 文 部科学省、厚生労働省又は公認心理師法第三十六條第一項に規定する指定登録機 関</p>	<p>七十一の十六 文 部科学省及び厚生労働省又は公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第十條第一項に規定する指定試験機 関</p>
<p>七十一の十九 介 関</p>	<p>七十一の十八 介 関</p>	<p>公認心理師法による同法第五條の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの 公認心理師法による同法第二十八條の公認心理師の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの 公認心理師法による同法第六十九條の二第一項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>七十一の十 文部科学省、厚生労働省又は公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三十六條第一項に規定する指定登録機 関</p>	<p>公認心理師法による同法第二十八條の公認心理師の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

七十七の十六 (略)	七十七の十五 全 国社会保険労務 士会連合会	七十七の十四 厚生 労働省又は全 国社会保険労務 士会連合会	七十三～七十七の 十三 (略)	七十二の四 (略)	七十二の三 厚生 労働省	七十二・七十二の 二 (略)	護 _レ 保 _レ 險 _レ 法第六十 九条の三十三第 一項に規定する 指定研修実施機 関	一 _レ 項又は第六十九 条の八第二項の 研修の 実施に関する事 務であつて総務 省令で定める もの
	社会保険労務士法による同法第十四条の 二第一項の社会保険労務士の登録又は同 法第十四条の十一の三第一項の付記に関 する事務であつて総務省令で定めるもの	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第 八十九号)による同法第十条第一項の社 会保険労務士試験又は同法第十三条の三 第一項の紛争解決手続代理業務試験の実 施に関する事務であつて総務省令で定め るもの	(略)	(略)	健康保険法による同法第六十四条の登録 に関する事務であつて総務省令で定める もの	(略)		

七十七の十五 (略)	七十七の十四 全 国社会保険労務 士会連合会	(新設)	七十三～七十七の 十三 (略)	七十二の三 (略)	(新設)	七十二・七十二の 二 (略)		
	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第 八十九号)による同法第十四条の二第一 項の社会保険労務士の登録に関する事務 であつて総務省令で定めるもの		(略)	(略)		(略)		

略) 七十八〜八十七 (略)	八十七の二 経済 産業省又は独立 行政法人情報処 理推進機構	(略)	八十八〜百一 (略)	(略)	百一の二 国土交 通省及び環境省	水道法(昭和三十二年法律第七十七号)による同法第二十五条の五第一項の給 水装置工事主任技術者免状の交付に關す る事務であつて総務省令で定めるもの	百一の三 国土交 通省及び環境省 又は水道法第二 十五条の第十二第 一項に規定する 指定試験機関	水道法による同法第二十五条の六第一項 の給水装置工事主任技術者試験の実施に 關する事務であつて総務省令で定めるも の	百二〜百七の二 (略)	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一 号)による同法第十二条の二第一項の建 築物調査員資格者証若しくは同法第十二	百八 国土交通省
----------------------	---	-----	---------------	-----	---------------------	--	---	---	----------------	--	----------

略) 七十八〜八十七 (略)	(新設)	(略)	八十八〜百一 (略)	(略)	(新設)		(新設)		百二〜百七の二 (略)	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一 号)による同法第七十七条の五十八第一 項若しくは第七十七条の六十の登録又は	百八 国土交通省
----------------------	------	-----	---------------	-----	------	--	------	--	----------------	--	----------

<p>百十四の二 国土交通省</p>	<p>百十四 (略)</p>	<p>百十三 国土交通省</p>	<p>百九〇百十二 (略)</p>	
<p>海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)による同法第九条第一項の海事代理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十五条第一項の技能検定の実施、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条第一項の変更記録、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>条の三第三項の建築設備等検査員資格者証の交付、同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六十(同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。)の登録、同法第七十七条の六十一(同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第七十七条の六十六第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>(新設)</p>	<p>百十四 (略)</p>	<p>百十三 国土交通省</p>	<p>百九〇百十二 (略)</p>	
	<p>(略)</p>	<p>道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条第一項の変更記録、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>同法第七十七条の六十一の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

百十五～百十七 (略)	(略)
百十七の二 国土 交通省	船員法（昭和二十二年法律第百号）による同法第八十二条の二第三項第一号の試験の実施、同項第二号の認定、同法第一百八条第三項第一号の試験の実施又は同項第二号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十七の三 国土 交通省	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による同法第七條第一項（同法第二十三條第七項において準用する場合を含む。）の登録及び海技免状の交付、同法第十二條の海技試験の実施又は同法第二十三條の五の登録及び小型船舶操縦免許証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十八～百二十一 (略)	(略)
百二十一の二 防衛省	防衛省の職員の給与等に関する法律による同法第二十二條第一項の給付若しくは支給、同法第二十七條の二の支給、同法第二十七條の七第一項の追給、同法第二十七條の十一第一項から第三項までの支給又は同法第八項の追給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百十五～百十七 (略)	(略)
(新設)	
(新設)	
百十八～百二十一 (略)	(略)
百二十一の二 防衛省	防衛省の職員の給与等に関する法律による同法第二十二條第一項の給付又は支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百二十二・百二十 三 (略)	(略)
----------------------	-----

別表第二一(第三十条の十、第三十条の四十四の三関係)

提供を受ける通知 都道府県又は附票 通知都道府県の区 域内の市町村の市 町村長その他の執 行機関	事務
一〇一の五 (略)	(略)
一の六 市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 四十八年法律第八十二号)による同法第 三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第 八条第一項の災害障害見舞金の支給又は 同法第十条第一項の災害援護資金の貸付 けに関する事務であつて総務省令で定め るもの
一の七〇一の十 (略)	(略)
二〇五 (略)	(略)
五の二 市町村長	水道法による同法第二十五条の二第一項 (同法第二十五条の三の二第四項におい て準用する場合を含む。)の申請又は同

百二十二・百二十 三 (略)	(略)
----------------------	-----

別表第二一(第三十条の十、第三十条の四十四の三関係)

提供を受ける通知 都道府県又は附票 通知都道府県の区 域内の市町村の市 町村長その他の執 行機関	事務
一〇一の五 (略)	(略)
(新設)	
一の六〇一の九 (略)	(略)
二〇五 (略)	(略)
五の二 市町村長	水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)による同法第二十五条の二第一項(同 法第二十五条の三の二第四項において準

	<p>五の三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長</p>	<p>法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五の四 市町村長</p>	<p>児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同法第五項若しくは第六項の措置又は同法第五十六条第二項の費</p>	<p>国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
	<p>（新設）</p>	<p>用する場合を含む。）の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五の三 市町村長</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同法第五項若しくは第六項の</p>	

<p>五の五〇五の十六 (略)</p>	<p>用の徴収若しくは同条第六項若しくは第七項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五の十七 指定都市の長</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五の十八〇五の二十八 (略)</p> <p>五の二十九 市長又は福祉事務所を管理する町村長</p>	<p>(略)</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配</p>

<p>五の四〇五の十五 (略)</p>	<p>措置又は同法第五十六条第二項の費用の徴収若しくは同条第六項若しくは第七項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五の十六 指定都市の長</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十条の四の退院等の請求又は同法第四十条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五の十七〇五の二十七 (略)</p> <p>五の二十八 市長又は福祉事務所を管理する町村長</p>	<p>(略)</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配</p>

偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この項、別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項及び別表第五第十号の四において「平成十九年改正法」という。）による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号。以下この項、別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項及び別表第五第十号の四において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及

偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この項、別表第三の七の十四の項、別表第四の四の二十八の項及び別表第五第十号の四において「平成十九年改正法」という。）による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号。以下この項、別表第三の七の十四の項、別表第四の四の二十八の項及び別表第五第十号の四において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及

	<p>び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五の三十〇五の四十一 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>六〇十一 (略)</p>	<p>(略)</p>

別表第三(第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係)

<p>提供を受ける通知 都道府県及び附票 通知都道府県以外 の都道府県の都道 府県知事その他の 執行機関</p>	<p>事務</p>
<p>一〇三の二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>四 都道府県知事</p>	<p>恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

	<p>び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五の二十九〇五の四十一 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>六〇十一 (略)</p>	<p>(略)</p>

別表第三(第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係)

<p>提供を受ける通知 都道府県及び附票 通知都道府県以外 の都道府県の都道 府県知事その他の 執行機関</p>	<p>事務</p>
<p>一〇三の二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>四 都道府県知事</p>	<p>恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

四の二～五の三 (略)	(略)
五の四 教育委員会	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の五 (略)	(略)
五の六 都道府県 知事	死体解剖保存法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の七 都道府県 知事	保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許又は同法第十七条の准看護師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の八・五の九 (略)	(略)
五の十 都道府県 知事	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証

四の二～五の三 (略)	(略)
(新設)	(略)
五の四 (新設)	(略)
五の五 都道府県 知事	保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の六・五の七 (略)	(略)
五の八 都道府県 知事	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による同法第五条第一項の特定医療費の支給又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて

七の二 都道府県	七 (略)	六の九 (略)	六の八 都道府県 知事	六の七 (略)	六の六 都道府県 知事	六の五 都道府県 知事	六の四 都道府県 知事	六の三 (略)	明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
児童福祉法による同法第六条の四第一号	(略)	(略)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十六条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	クリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	

七の二 都道府県	七 (略)	六の五 (略)	(新設)	六の四 (略)	(新設)	(新設)	(新設)	六の三 (略)	総務省令で定めるもの
児童福祉法による同法第六条の四第一号	(略)	(略)		(略)				(略)	

<p>知事</p>	<p>七の三 国家戦略 特別区域法第十 二条の五第六項 に規定する国家</p>
<p>の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>知事</p>	<p>(新設)</p>
<p>の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	

戦略特別区域限 定保育士試験を 実施する都道府 県知事	七の四～七の七 (略)	七の八 都道府県 知事	七の九・七の十 (略)	七の十一 都道府 県知事	七の十二～七の十 四 (略)	七の十五 都道府 介護保険法による同法第六十九条の二第	(略)	(略)	母体保護法(昭和二十三年法律第五百十 六号)による同法第十五条第一項の指定 に関する事務であつて総務省令で定める もの	(略)	(略)
--------------------------------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	----------------------	--------------------------------	-----	-----	--	-----	-----

七の三～七の六 (略)	(新設) (略)	七の七・七の八 (略)	七の九 都道府県 知事	七の十～七の十二 (略)	七の十三 都道府 介護保険法による同法第六十九条の二第	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
----------------	-------------	----------------	----------------	-----------------	--------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

<p>四の四〇四の十六 (略)</p>	<p>四の三 国家戦略特別区域法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長</p>	<p>二〇四の二 (略)</p>	<p>一の七〇一の十一 (略)</p>	<p>一の六 市町村長</p>	<p>一〇一の五 (略)</p>	<p>通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>
<p>(略)</p>	<p>国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	

<p>四の三〇四の十五 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>二〇四の二 (略)</p>	<p>一の六〇一の十 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>一〇一の五 (略)</p>	<p>通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	

四の十七 市の長	指定都	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十八～四の四十一 (略)	(略)	(略)
五～十 (略)	(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

一～三の二（略）

四 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二～六の二（略）

六の三 死体解剖保存法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の四 保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免

四の十六 市の長	指定都	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十七～四の四十一 (略)	(略)	(略)
五～十 (略)	(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

一～三の二（略）

四 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二～六の二（略）

（新設）

六の三 保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免

許又は同法第十七条の准看護師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の五・六の六 (略)

六の七 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の七の三 (略)

七の四 調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の五 製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の六 クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の七 (略)

七の八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十六条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の九 (略)

八 (略)

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若し

許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の四・六の五 (略)

六の六 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の七の三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

七の四 (略)

(新設)

七の五 (略)

八 (略)

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若し

くは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三 国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の四 (略)

九〇九の三 (略)

九の四 母体保護法による同法第十五条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の五・九の六 (略)

九の七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定、同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四

くは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(新設)

八の三 (略)

九〇九の三 (略)

(新設)

九の四・九の五 (略)

九の六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四

の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 九の八 (略)
 十・十の二 (略)
 十の三 介護保険法による同法第六十九条の二第一項の試験若しくは研修の実施若しくは介護支援専門員の登録、同法第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第一百八条第三項第三号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 十の四～三十四 (略)

別表第六(第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係)

提供を受ける都道府県知事以外の都道府県の執行機関	事務
一～三 (略) 四 教育委員会	(略) 教育職員免許法による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五・六 (略)	(略)

十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 九の七 (略)
 十・十の二 (略)
 十の三 介護保険法による同法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 十の四～三十四 (略)

別表第六(第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係)

提供を受ける都道府県知事以外の都道府県の執行機関	事務
一～三 (略) (新設)	(略)
四・五 (略)	(略)

○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）（抄）（第四条関係）

【公布の日から起算して一年三月以内に政令で定める日施行・公布の日から起算して三年以内に政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 認証業務</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 利用者証明認証業務</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書 失効情報等の提供（第三十六条―第三十八条の四）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章（第五）章（略）</p> <p>附則</p> <p>（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下「住所地市町村長」という。）に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されて</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 認証業務</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 利用者証明認証業務</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書 失効情報等の提供（第三十六条―第三十八条の三）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章（第五）章（略）</p> <p>附則</p> <p>（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下「住所地市町村長」という。）に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されて</p>

いる事項のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。）（外国人住民（同法第三十條の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）である申請者にあつては、同法第七條第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3
8 （略）

9 住民基本台帳に記録されている者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード用署名用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、第二項中「に対し」とあるのは「に対し、住所地市町村長以外の市町村長を経由して」と、第三項中「住所地市町村長」とあるのは「住所地市町村長以外の市町村長」と、「当該市町村」とあるのは「住所地市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七條第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、住所地市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、住所地市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を

いる事項のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3
8 （略）

（新設）

（新設）

送付するものとする」と、第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

第三条の二（略）

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。）」（外国人住民（同法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。））である申請者にあつては、同法第七条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項」とあるのは「第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

3 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード用署名用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

4 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項まで

第三条の二（略）

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。）」とあるのは「第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

の規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、附票管理市町村長以外の市町村長を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「附票管理市町村長以外の市町村長」と、「当該市町村」とあるのは「附票管理市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる」。この場合において、附票管理市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

(新設)

5 | 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、第一項の規定にかかわらず、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

(新設)

6 | 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、次条第五項に規定する領事官（次項において「領事官」という。）を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは

は「領事官」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、領事官は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項)

第七条 個人番号カード用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一・二 (略)

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)

四 (略)

2 国外転出届(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。以下同じ。)をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条

(個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項)

第七条 個人番号カード用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一・二 (略)

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)

四 (略)

2 国外転出届(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。以下同じ。)をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条

の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項（外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届（同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。）に記載された転出の予定年月日」とする。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請）

第九条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、住所地市町村長（国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長）を経由して、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。この場合において、当該申請は、当該署名利用者の利便及び当該申請が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長（国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長）を経由してすることができる。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。）の規定は、前項の申請（国外転出者である署名利用者による申請を除く。）について準用する。この場

の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届（同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。）に記載された転出の予定年月日」とする。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請）

第九条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請（国外転出者である署名利用者による申請を除く。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申

合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、第一項の申請（国外転出者である署名利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

4
(略)

請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請（国外転出者である署名利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

4
(略)

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出)

第十条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した第三条第四項(第三条の二第二項において準用する場合を含む。)の個人番号カードが使用できなくなつたときは、住所地市町村長(国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長)を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならぬ。この場合において、当該届出は、当該署名利用者の利便及び当該届出が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長(国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長)を経由してすることができる。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項(これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。)の規定は、前項の届出(国外転出者である署名利用者による届出を除く。)について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出)

第十条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した第三条第四項(第三条の二第二項において準用する場合を含む。)の個人番号カードが使用できなくなつたときは、住所地市町村長(国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長)を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならぬ。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出(国外転出者である署名利用者による届出を除く。)について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第

容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、第一項の届出（国外転出者である署名利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

4 (略)

八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出（国外転出者である署名利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

4 (略)

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録)

第十二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報(第三十一条において「機構保存本人確認情報等」という。)によって個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならぬ。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)の全部又は一部について記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があつたこと。

二・三 (略)

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録)

第十二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報(第三十一条において「機構保存本人確認情報等」という。)によって個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならぬ。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)の全部又は一部について記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があつたこと。

二・三 (略)

(移動端末設備用署名用電子証明書の発行)

第十六条の二 (略)

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(外国人住民である申請者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である申請者にあつては当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 8 (略)

(移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)

第十六条の六 移動端末設備用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一・二 (略)

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項

(移動端末設備用署名用電子証明書の発行)

第十六条の二 (略)

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(国外転出者である申請者にあつては、当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 8 (略)

(移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)

第十六条の六 移動端末設備用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一・二 (略)

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)

四 (略)

2 国外転出届をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第十六条の二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項(外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届(同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。)に記載された転出の予定年月日」とする。

(署名検証者等に係る届出等)

第十七条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 認定を受けた者が第三十八条、第三十八条の四、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四〇十一 (略)

4〇6 (略)

四 (略)

2 国外転出届をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第十六条の二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届(同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。)に記載された転出の予定年月日」とする。

(署名検証者等に係る届出等)

第十七条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四〇十一 (略)

4〇6 (略)

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二條 (略)

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(外国人住民である申請者にあつては、同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項)を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

3 8 (略)

9 住民基本台帳に記録されている者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、第二項中「に対し」とあるのは「に対し、住所地市町村長以外の市町村長を経由して」と、第三項中「住所地市町村長」とあるのは「住所地市町村長以外の市町村長」と、「当該市町村」とあるのは「住所地市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認の」とあるの

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二條 (略)

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

3 8 (略)

(新設)

(新設)

は「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる」。この場合において、住所地市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、住所地市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

第二十二條の二 (略)

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(外国人住民である申請者にあつては、同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項)」とあるのは「第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

3 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード利用者証明用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

第二十二條の二 (略)

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七条第一号から第三号まで及び第七号」とあるのは「第十七条第二号から第六号まで」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

(新設)

4 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項まで

(新設)

の規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、附票管理市町村長以外の市町村長を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「附票管理市町村長以外の市町村長」と、「当該市町村」とあるのは「附票管理市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、附票管理市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

5 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、第一項の規定にか

(新設)

かわらず、領事官及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

6 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項まで

(新設)

の規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、領事官を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「領事官」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第

十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、領事官は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第二十八条 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、住所地市町村長(国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長)を経由して、機構に対し、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。この場合において、当該申請は、当該利用者証明利用者の利便及び当該申請が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長(国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長)を経由してすることができる。

2 第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項(これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。)の規定は、前項の申請(国外転出者である利用者証明利用者による申請を除く。)について準用す

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第二十八条 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、機構に対し、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請(国外転出者である利用者証明利用者による申請を除く。)について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令

る。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3

第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を第二十二條の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。）

以下この項及び次項において同じ。）の規定は、第一項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「

と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3

第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

は「機構」と読み替えるものとする。

4 (略)

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があった旨の届出)

第二十九条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した第二十二条第四項(第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の個人番号カードが使用できなくなったときは、住所地市町村長(国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長)を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。この場合において、当該届出は、当該利用者証明利用者の利便及び当該届出が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長(国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長)を経由してすることができる。

2 第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項(これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。)の規定は、前項の届出(国外転出者である利用者証明利用者による届出を除く。)について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあ

4 (略)

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があった旨の届出)

第二十九条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した第二十二条第四項(第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の個人番号カードが使用できなくなったときは、住所地市町村長(国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長)を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出(国外転出者である利用者証明利用者による届出を除く。)について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは

るのは「届出書」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出書」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を第二十二條の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。）以下この項及び次項において同じ。）の規定は、第一項の届出（国外転出者である利用者証明利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出書」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出書」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六

、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出書」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出（国外転出者である利用者証明利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出書」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出書」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村

項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

4 (略)

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行)

第三十五条の二 (略)

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(外国人住民である申請者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である申請者にあつては当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 3 8 (略)

(利用者証明検証者に係る届出等)

第三十六条 第十七条第一項各号に掲げる者は、利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認又は第三十八条の四第一項の規

長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

4 (略)

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行)

第三十五条の二 (略)

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(国外転出者である申請者にあつては、当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 3 8 (略)

(利用者証明検証者に係る届出等)

第三十六条 第十七条第一項各号に掲げる者は、利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことを確認するため、機構に対して次条第

定による確認をするため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、主務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

2 (略)

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等)

第三十七条 機構は、次条第一項又は第三十八条の四第一項の規定による確認をしようとする利用者証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード利用者証明用電子証明書失効情報及び第三十五条の十から第三十五条の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

2・3 (略)

4 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるとき、利用者証明検証者に対する前三項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は対応利用者

一項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、主務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

2 (略)

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等)

第三十七条 機構は、次条第一項の規定による確認をしようとする利用者証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード利用者証明用電子証明書失効情報及び第三十五条の十から第三十五条の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

2・3 (略)

4 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるとき、利用者証明検証者に対する前三項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は対応利用者

証明用電子証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

- 一 利用者証明検証者が次条、第三十八条の四、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二〇六 (略)

（電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明検証者の義務）

第三十八条の四 利用者証明検証者は、第三十八条第一項の規定に

より利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認をした後（当該利用者証明検証者が署名検証者であり、かつ、当該利用者証明利用者が署名利用者である場合には、同項の規定により当該確認をした後又は第十九条第一項の規定により当該署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことの確認をした後）、当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を受理したとき（第三十八条第一項に規定するときを除く。）は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失っていないことを確認しなければならぬ。

2| 利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行うに当たり、

同項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置として

証明用電子証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

- 一 利用者証明検証者が次条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二〇六 (略)

(新設)

主務省令で定めるものを講じなければならない。

(認証業務に関する情報の適正な使用)

第四十六条 機構、市町村長及び領事官は、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に際して知り得た情報を認証業務及びこれに附帯する業務の用に供する目的以外の目的に使用してはならない。

(市町村等の職員等の秘密保持義務)

第四十八条 個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード利用者証明書用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であった者又は大使館、公使館若しくは領事館の職員若しくは職員であった者その他総務省令・外務省令で定める者は、その事務に関して知り得た個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード利用者証明書用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長若しくは領事官から個人番号カード用署名用電子証明書若しくは個人番号カード利用者証明書用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード利用者証明書用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(認証業務に関する情報の適正な使用)

第四十六条 機構及び市町村長は、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に際して知り得た情報を認証業務及びこれに附帯する業務の用に供する目的以外の目的に使用してはならない。

(市町村の職員等の秘密保持義務)

第四十八条 個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード利用者証明書用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード利用者証明書用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長から個人番号カード用署名用電子証明書若しくは個人番号カード利用者証明書用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード利用者証明書用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第四十九条 (略)

2 市町村長又は領事官の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(利用者証明検査者の受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限等)

第五十三条 利用者証明検査者は、第三十八条第一項又は第三十八条の四第一項の規定により利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、第三十七条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、これらの規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2・3 (略)

(苦情処理)

第六十二条 機構、市町村長及び領事官は、この法律の規定により機構、市町村及び大使館、公使館又は領事館その他総務省令・外

(認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第四十九条 (略)

2 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(利用者証明検査者の受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限等)

第五十三条 利用者証明検査者は、第三十八条第一項の規定により利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、第三十七条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、これらの規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2・3 (略)

(苦情処理)

第六十二条 機構及び市町村長は、この法律の規定により機構及び市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理

務省令で定める者が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(手数料)

第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数を徴収することができる。

一 第三条第六項（同条第十項並びに第三条の二第二項、第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行に係る事務

一の二〇四（略）

五 第二十二条第六項（同条第十項並びに第二十二条の二第二項、第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行に係る事務

五の二〇八（略）

2（略）

3 機構は、第一項第一号及び第五号に掲げる事務に関する手数料の徴収の事務を市町村長に委託することができる。

(事務の区分)

第七十一条の二 第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、

第三条第十項において準用する同条第三項（第九条第二項及び第

に努めなければならない。

(手数料)

第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数を徴収することができる。

一 第三条第六項（第三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行に係る事務

一の二〇四（略）

五 第二十二条第六項（第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行に係る事務

五の二〇八（略）

2（略）

3 機構は、第一項第一号及び第五号に掲げる事務に関する手数料の徴収の事務を住所地市町村長又は附票管理市町村長に委託することができる。

(事務の区分)

第七十一条の二 第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、

第三条の二第二項において準用する第三条第三項（第九条第三項

十條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九條第二項及び第十條第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、第三條の二第二項において準用する第三條第三項（第九條第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九條第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、第三條の二第二項において準用する同條第二項において準用する第三條第三項（第九條第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、第三條の二第二項において準用する同條第二項において準用する第三條第三項（第九條第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、第四項、第五項（第九條第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二十二條の二第二項において準用する第二十二條第三項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二十二條の二第四項において準用する同條第二項において準用する第二十二條第三項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五

及び第十條第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九條第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二十二條第三項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二條の二第二項において準用する第二十二條第三項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二條の二第六項において準用する同条第二項において準用する第二十二條第四項、第五項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七十八條の二 第七十三條及び第七十四條（第四十八條第一項）大使館、公使館若しくは領事館の職員又は職員であつた者その他総務省令・外務省令で定める者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、日本国外においてこれらの條の罪を犯した者にも適用する。

第七十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第七十五條、第七十七條及び第七十八條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

2 (略)

(新設)

第七十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第七十五條及び前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

2 (略)

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（第五条関係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 被保険者</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 届出等（第四十八条―第五十一条の三）</p> <p>第四章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等）</p> <p>第五十一条の三 被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受け ることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働 省令で定めるところにより、保険者に対し、当該状況にある被保 険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として厚生労働省令 で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（ 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条 において同じ。）による提供を求めることができる。この場合に おいて、当該保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、速</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 被保険者</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 届出等（第四十八条―第五十一条の二）</p> <p>第四章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

やかに、当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第六十三条第三項（第一百条第七項において準用する場合を含む。）、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十六条第一項又は第八十八条第三項（第一百一十一条第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（第六条関係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 被保険者</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 届出等（第二十四条―<u>第二十八条</u>の二）</p> <p>第四章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等）</p> <p><u>第二十八条の二</u> 被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受け ることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働 省令で定めるところにより、協会に対し、当該状況にある被保険 者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として厚生労働省令で 定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電 子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す る方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条に おいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合にお いて、協会は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 被保険者</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 届出等（第二十四条―<u>第二十八条</u>）</p> <p>第四章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十三条第六項（第七十六条第六項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項又は第六十五条第三項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）（第七条関係）

【公布の日から起算して二年以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 届出</p> <p>第一節～第十四節（略）</p> <p>第十五節 氏名の変更（<u>第一百七条・第一百七条の二</u>）</p> <p>第十五節の二 氏名の振り仮名の変更（<u>第一百七条の三・第一百七条の四</u>）</p> <p>第十六節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十三条 戸籍には、本籍のほか、戸籍内の各人について、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 氏名の振り仮名（氏に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「氏の振り仮名」という。）及び名に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「名の振り仮名」という。）をいう。以下同じ。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 届出</p> <p>第一節～第十四節（略）</p> <p>第十五節 氏名の変更（<u>第一百七条・第一百七条の二</u>）（新設）</p> <p>第十六節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十三条 戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。</p> <p>一（略）（新設）</p>

三〇九 (略)

② 前項第二号の読み方は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬ。

③ 氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、法務省令で定める。

第二十九条 届書には、次に掲げる事項を記載し、届出人が、これに署名しなければならない。

一〇三 (略)

四 届出事件の本人の氏名及び氏名の振り仮名

五 届出人と届出事件の本人とが異なるときは、届出事件の本人の出生の年月日、住所及び戸籍の表示並びに届出人の資格

第五十七条 (略)

② 前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名及び氏名の振り仮名を付け、本籍を定め、かつ、附属品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、氏名の振り仮名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調査に記載しなければならない。その調査は、これを届書とみなす。

第七百七条 やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、氏及び氏の振り仮名を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た氏及び氏の振り仮名を届け出なければならない。

二〇八 (略)

(新設)

(新設)

第二十九条 届書には、次に掲げる事項を記載し、届出人が、これに署名しなければならない。

一〇三 (略)

(新設)

四 届出人と届出事件の本人と異なるときは、届出事件の本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示及び届出人の資格

第五十七条 (略)

② 前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名を付け、本籍を定め、且つ、附属品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調査に記載しなければならない。その調査は、これを届書とみなす。

第七百七条 やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

② 外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から六箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨及び変更しようとする氏の振り仮名を届け出ることができる。

③・④ (略)

第一百七条の二 正当な事由によつて名を変更しようとする者は、名及び名の振り仮名を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た名及び名の振り仮名を届け出なければならない。

第十五節の二 氏名の振り仮名の変更

第一百七条の三 やむを得ない事由によつて氏の振り仮名を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

第一百七条の四 正当な事由によつて名の振り仮名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

第一百条 (略)

② 届書には、第十三条第一項に掲げる事項のほか、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

② 外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から六箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

③・④ (略)

第一百七条の二 正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第一百条 (略)

② 届書には、第十三条に掲げる事項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第八条関係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(療養等) 第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体に委託することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一項の規定による給付又は支給その他の防衛省令で定める事務（第七項及び第八項において「給付事務」という。）に係る本人に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に 関する事務</p> <p>4 (略)</p> <p>5 国及び保険医療機関等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関その他の政令で定める医療機関又は薬局をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）その他の関係者は、電子資格確認（保険医療機関</p>	<p>(療養等) 第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体に委託することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一項の規定による給付又は支給その他の防衛省令で定める事務（第六項及び第七項において「給付事務」という。）に係る本人に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に 関する事務</p> <p>4 (略)</p> <p>5 国及び保険医療機関等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関その他の政令で定める医療機関又は薬局をいう。以下この項及び次項において同じ。）その他の関係者は、電子資格確認（保険医療機関等から</p>

等から療養を受けようとする者又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（次項及び第七項において「指定訪問看護事業者」という。）から同条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、国に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の防衛省令で定める方法により、本人の資格に係る情報（第一項の規定による給付又は支給に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、国から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から本人であることの確認を受けることをいう。次項において同じ。）の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

6 | 本人が電子資格確認を受けることができないう状況にあるときは、当該本人は、防衛省令で定めるところにより、国に対し、当該

療養を受けようとする者又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（次項において「指定訪問看護事業者」という。）から同条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、国に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の防衛省令で定める方法により、本人の資格に係る情報（第一項の規定による給付又は支給に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、国から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から本人であることの確認を受けることをいう。）の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（新設）

状況にある本人に係る保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者による本人であることの確認のために必要な事項として防衛省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて防衛省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、国は、防衛省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った本人に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った本人に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

7| 防衛大臣、国、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の給付事務又はこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等（発行者符号（防衛大臣が健康保険法第三条第十一项に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び自衛官診療証記号・番号（国が本人の資格を管理するための記号及び番号として、本人ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）を利用する者として防衛省令で定める者（次項から第十項までにおいて「防衛大臣等」という。）は、これらの事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

8| (略)

9| 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは

6| 防衛大臣、国、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の給付事務又はこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等（発行者符号（防衛大臣が健康保険法第三条第十一项に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び自衛官診療証記号・番号（国が本人の資格を管理するための記号及び番号として、本人ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）を利用する者として防衛省令で定める者（次項から第九項までにおいて「防衛大臣等」という。）は、これらの事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

7| (略)

8| 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは

申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

- 一 防衛大臣等が、第七項に規定する場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 (略)

- 10| 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、自衛官診療証記号・番号等の記録されたデータベース（自己以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。
 - 一 防衛大臣等が、第七項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
 - 二 防衛大臣等以外の者が、第八項に規定する防衛省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

11| 12| (略)

- 13| 防衛大臣は、前二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第九項若しくは第十項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

14| (略)

申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

- 一 防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 (略)

- 9| 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、自衛官診療証記号・番号等の記録されたデータベース（自己以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。
 - 一 防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
 - 二 防衛大臣等以外の者が、第七項に規定する防衛省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

10| 11| (略)

- 12| 防衛大臣は、前二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第八項若しくは第九項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

13| (略)

15) 第十三項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十三条 第二十二條第十二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四條 正当な理由がなく第二十二條第十三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

14) 第十二項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十三条 第二十二條第十一項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四條 正当な理由がなく第二十二條第十二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（第九条関係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 給付</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 短期給付</p> <p>第一款 通則（第五十条―<u>第五十三条の二</u>）</p> <p>第二款～第四款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（組合員の資格の確認に必要な書面の交付等）</p> <p><u>第五十三条の二</u> 組合員又はその被扶養者が第五十五条第一項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該組合員は、財務省令で定めるところにより、組合に対し、当該状況にある組合員若しくはその被扶養者の資格に係る情報として財務省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 給付</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 短期給付</p> <p>第一款 通則（第五十条―<u>第五十三条</u>）</p> <p>第二款～第四款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該組合は、財務省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った組合員に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った組合員に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の財務省令で定める事項の提供を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を財務省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十五条第一項（第五十七条第七項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項又は第五十六条の二第一項（第五十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

○ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）（第十条関係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国、都道府県及び市町村の責務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。第十一条第二項、第五十条の三第一項、第二項及び第四項、第六十三条の二、第八十一条の二第一項各号並びに第十項第二号及び第三号並びに第八十二条の二第二項第二号及び第三号並びに第六項において同じ。）の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（届出等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第三十六条第三項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところによ</p>	<p>（国、都道府県及び市町村の責務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。第九条第三項、第七項及び第十項、第十一条第二項、第六十三条の二、第八十一条の二第一項各号並びに第十項第二号及び第三号並びに第八十二条の二第二項第二号及び第三号並びに第六項において同じ。）の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（届出等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。</p>

り、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

3 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第三十六条第三項本文（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の二第三項（第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

4 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該事実を記載した書面

3 市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けられることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

4 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定め

の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

(削る)

(削る)

る特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

5 | 前二項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。

6 | 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）に係る被保険者資格証明書（その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときは当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。））にあつては、有効期間を六月とする被保険者証。以下この項において同じ。）の世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証）を交付する。

7 | 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著し

(削る)

(削る)

5| 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出なければならない。

(削る)

い減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

8| 世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

9| 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

10| 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料を滞納している世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるとされる者を除く。）及びその世帯に属する被保険者、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）及びその世帯に属する被保険者その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。ただし、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯に属する被保険者の被保険者証について六月未満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、六

(削る)

月以上としなければならない。

11| 市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合（被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。）には、同一の世帯に属するすべての被保険者（同項ただし書に規定する場合における当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）について同一の有効期間を定めなければならない。

(削る)

12| 第十項の規定による厚生労働大臣の通知の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

(削る)

13| 国民年金法第九十九条の第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の通知の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6| 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

7| 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(準用規定)

第二十二條 第九條（第六項を除く。）の規定は、組合が行う国民

14| 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は第九項の規定による届出があつたものとみなす。

15| 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(準用規定)

第二十二條 第九條（第十二項から第十四項までを除く。）の規定

健康保険の被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第五項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同条第一項及び第五項中「市町村」とあるのは「組合」と、同条第二項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同項及び同条第四項中「世帯主は」とあるのは「組合員は」と、「当該世帯主が住所を有する市町村」とあるのは「組合」と、「当該市町村」とあるのは「当該組合」と、「世帯主に」とあるのは「組合員に」と読み替えるものとする。

(療養の給付)

第三十六条 市町村及び組合は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者

は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書について準用する。この場合において、同条第一項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と、同条第二項中「世帯主は」とあるのは「組合員は」と、「当該世帯主が住所を有する市町村」とあるのは「組合」と、同条第三項中「市町村は」とあるのは「組合は」と、「世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、）」とあるのは「組合員（）」と、「世帯主を」とあるのは「組合員を」と、「世帯主に」とあるのは「組合員に」と、同条第四項から第九項までの規定中「市町村」とあるのは「組合」と、「世帯主」とあるのは「組合員」と、同条第十項中「市町村は」とあるのは「組合は」と、「世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるとされる者を除く。）及びその世帯に属する被保険者、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）」とあるのは「組合員（第三項の規定により組合が被保険者証の返還を求めるとされる者を除く。）」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

(療養の給付)

第三十六条 市町村及び組合は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者

の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

一〇五 (略)

2・3 (略)

(入院時食事療養費)

第五十二条 市町村及び組合は、被保険者（特定長期入院被保険者を除く。）が、自己の選定する保険医療機関について第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2・6 (略)

(入院時生活療養費)

第五十二条の二 市町村及び組合は、特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該特定長期入院被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該特定長期入院被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2・3 (略)

の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

一〇五 (略)

2・3 (略)

(入院時食事療養費)

第五十二条 市町村及び組合は、被保険者（特定長期入院被保険者を除く。）が、自己の選定する保険医療機関について第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2・6 (略)

(入院時生活療養費)

第五十二条の二 市町村及び組合は、特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該特定長期入院被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該特定長期入院被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2・3 (略)

(保険外併用療養費)

第五十三条 市町村及び組合は、被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 4 (略)

(療養費)

第五十四条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 市町村及び組合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けずに保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかったこと

(保険外併用療養費)

第五十三条 市町村及び組合は、被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 4 (略)

(療養費)

第五十四条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 市町村及び組合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けずに保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかったこと

が、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

3・4 (略)

(訪問看護療養費)

第五十四条の二 市町村及び組合は、被保険者が指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）について指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2・12 (略)

(特別療養費)

第五十四条の三 市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）又は組合員（その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」とい

が、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

3・4 (略)

(訪問看護療養費)

第五十四条の二 市町村及び組合は、被保険者が指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）について指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2・12 (略)

(特別療養費)

第五十四条の三 市町村及び組合は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、当該世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

う。)を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。)を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条(第四項及び第五項を除く。)において同じ。)が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。)の支給(次項及び第五項において「療養の給付等」という。)に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。

2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看

(新設)

護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 市町村及び組合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

4 市町村及び組合は、第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納世帯主等が滞納している保険料を完納した場合若しくはその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合又はその世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合において、これらの場合に該当する世帯主又は組合員の世帯に属する被保険者（当該保険料滞納世帯主等の世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合にあつては、当該被保険者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該世帯主若しくは組合員の世帯に属する被保険者に対し療養の給付を行い、又は当該世帯主若しくは組合員に対し入院時食事療養費等を支給する。

5 市町村及び組合は、前項の規定により療養の給付を行い、又は

（新設）

（新設）

（新設）

入院時食事療養費等を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する場合に該当する世帯主又は組合員に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、療養の給付等を行う旨を通知するものとする。

6| 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養又は指定訪問看護及びこれらに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「保険外併用療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と、「健康保険法第八十六条第二項第一号」とあるのは「療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めにより、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めにより、訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十八条第四項」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7| 第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納世帯主等の世帯に属する被保険者がこれらの規定の適用を受けてい

2| 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「保険外併用療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と、「健康保険法第八十六条第二項第一号」とあるのは「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めにより、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めにより、訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十八条第四項」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 第一項に規定する場合において、当該世帯主又は組合員に対し当該被保険者に係る被保険者証が交付されているとすれば第五十

ない」とすれば第五十四条第一項の規定が適用されることとなるときは、市町村及び組合は、療養費を支給することができる。

8| 第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納世帯主等の世帯に属する被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けずに保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受け、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、市町村及び組合は、療養費を支給するものとする。

9| 第五十四条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「受けべき場合」とあるのは、「受けることができる場合」と読み替えるものとする。

第六十三条の二 市町村及び組合は、保険給付（第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けられる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間

四條第一項の規定が適用されることとなるときは、市町村及び組合は、療養費を支給することができる。

4| 第一項に規定する場合において、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けずに保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受け、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、市町村及び組合は、療養費を支給するものとする。

5| 第五十四条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「療養の給付を受けべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合」と、「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時生活療養費の支給を受けるべき場合」と、「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合」と、「保険外併用療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合」と読み替えるものとする。

第六十三条の二 市町村及び組合は、保険給付（第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けられる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間

が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 市町村及び組合は、第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている世帯主又は組合員であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

(市町村による保険給付に係る事務の範囲)

第六十六条の二 市町村が第三十六条第一項、第四十三条第三項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の二第一項、第五十四

が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 市町村及び組合は、第九条第六項(第二十二条において準用する場合を含む。)の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

(市町村による保険給付に係る事務の範囲)

第六十六条の二 市町村が第三十六条第一項、第四十三条第三項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の二第一項、第五十四

条の三第一項、第二項、第四項、第七項及び第八項、第五十四条の四第一項、第五十五条第一項、第五十六条第二項、第五十七条の二第一項並びに第五十七条の三第一項の規定により行う保険給付については、当該市町村の区域内に住所を有する者に対し、行うものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する者について、第四十二条第二項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第三項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第五十八条第一項の規定による事務を行うものとする。

（保険料の徴収の方法）

第七十六条の三（略）

2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

（審査請求）

第九十一条 保険給付に関する処分（第九条第二項及び第四項の規定による求めに対する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、国民健康保

条の三第一項、第三項及び第四項、第五十四条の四第一項、第五十五条第一項、第五十六条第二項、第五十七条の二第一項並びに第五十七条の三第一項の規定により行う保険給付については、当該市町村の区域内に住所を有する者に対し、行うものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する者について、第四十二条第二項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第三項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条第一項の規定による事務を行うものとする。

（保険料の徴収の方法）

第七十六条の三（略）

2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

（審査請求）

第九十一条 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会

険審査会に審査請求をすることができる。

2 (略)

(厚生労働大臣と都道府県知事との連携)

第百十九条 第四十一条第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項)において準用する場合を含む。)及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項)において準用する場合を含む。)、第四十五条の二第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項)において準用する場合を含む。)、第五十四条の二の二(第五十四条の三第六項)において準用する場合を含む。)、第五十四条の二の三第一項(第五十四条の三第六項)において準用する場合を含む。)、並びに第百十四条の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事がこれらの規定に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(事務の区分)

第百十九条の二 第十七条第一項及び第三項(第二十七条第三項)において準用する場合を含む。)、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第

に審査請求をすることができる。

2 (略)

(厚生労働大臣と都道府県知事との連携)

第百十九条 第四十一条第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項)において準用する場合を含む。))及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項)において準用する場合を含む。)、第四十五条の二第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項)において準用する場合を含む。)、第五十四条の二の二(第五十四条の三第二項)において準用する場合を含む。)、第五十四条の二の三第一項(第五十四条の三第二項)において準用する場合を含む。)、並びに第百十四条の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事がこれらの規定に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(事務の区分)

第百十九条の二 第十七条第一項及び第三項(第二十七条第三項)において準用する場合を含む。))、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第

二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の十二、第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）、第四十五条第三項並びに第四十五条の二第一項及び第五項（これらの規定を第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の二並びに第五十四条の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第六十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第一百七条（第二号に係る部分に限る。）及び第八十条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百二十七条 市町村は、条例で、第九条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

254 (略)

二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の十二、第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条第三項並びに第四十五条の二第一項及び第五項（これらの規定を第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の二並びに第五十四条の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第六十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第一百七条（第二号に係る部分に限る。）及び第八十条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百二十七条 市町村は、条例で、第九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

254 (略)

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）（抄）（第十一条関係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 給付</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 短期給付</p> <p>第一款 通則（第五十三条―<u>第五十五条の二</u>）</p> <p>第二款～第四款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第五章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（組合員の資格の確認に必要な書面の交付等）</p> <p><u>第五十五条の二</u> 組合員又はその被扶養者が第五十七条第一項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該組合員は、主務省令で定めるところにより、組合に対し、当該状況にある組合員若しくはその被扶養者の資格に係る情報として主務省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 給付</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 短期給付</p> <p>第一款 通則（第五十三条―<u>第五十五条</u>）</p> <p>第二款～第四款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第五章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該組合は、主務省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った組合員に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った組合員に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の主務省令で定める事項の提供を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を主務省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十七条第一項（第五十九条第七項において準用する場合を含む。）、第五十七条の三第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項又は第五十八条の二第一項（第五十九条の三第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（第十二条関係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(届出等) 第五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者が第六十四条第三項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。</p> <p>4 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者は</p>	<p>(届出等) 第五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者は、後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。</p> <p>4 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百</p>

、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第六十四条第三項本文（第七十条第四十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）又は第七十八条第三項（第八十二条第六項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

5 被保険者は、当該被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては、当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

（削る）

（削る）

七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる被保険者を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

5 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する被保険者に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

6 前二項の規定により被保険者証の返還を求められた被保険者は、後期高齢者医療広域連合に当該被保険者証を返還しなければならない。

7 前項の規定により被保険者が被保険者証を返還したときは、後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者に対し、被保険者資格証明書を交付する。

8 後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が滞納している保険料を完納したとき、又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の

(削る)

6| (略)

7| 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(療養の給付)

第六十四条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

一〇五 (略)

2〇7 (略)

(入院時食事療養費)

第七十四条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者(長期入院療養を受ける被保険者(次条第一項において「長期入院被保険者」という。)を除く。以下この条において同じ。)が、保険医療機関等(保険薬局を除く。以下この条及び次条において同じ。)のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該

事情があると認めるときは、当該被保険者に対し、被保険者証を交付する。

9| 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、後期高齢者医療広域連合に被保険者証を返還しなければならない。

10| (略)

11| 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(療養の給付)

第六十四条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

一〇五 (略)

2〇7 (略)

(入院時食事療養費)

第七十四条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者(長期入院療養を受ける被保険者(次条第一項において「長期入院被保険者」という。)を除く。以下この条において同じ。)が、保険医療機関等(保険薬局を除く。以下この条及び次条において同じ。)のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該

被保険者に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2～10 (略)

(入院時生活療養費)

第七十五条 後期高齢者医療広域連合は、長期入院被保険者が、保険医療機関等のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該長期入院被保険者に対し、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該長期入院被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2～7 (略)

(保険外併用療養費)

第七十六条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2～7 (略)

(療養費)

第七十七条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付若しくは入院

被保険者に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2～10 (略)

(入院時生活療養費)

第七十五条 後期高齢者医療広域連合は、長期入院被保険者が、保険医療機関等のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該長期入院被保険者に対し、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該長期入院被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2～7 (略)

(保険外併用療養費)

第七十六条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2～7 (略)

(療養費)

第七十七条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付若しくは入院

時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、後期高齢者医療広域連合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けずに保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

3・4 (略)

(訪問看護療養費)

第七十八条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が指定訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（疾病又は負傷により、居室において継続して療養を受ける状態にある被保険者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたも

時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、後期高齢者医療広域連合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けずに保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

3・4 (略)

(訪問看護療養費)

第七十八条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が指定訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（疾病又は負傷により、居室において継続して療養を受ける状態にある被保険者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたも

のに限る。)に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下「指定訪問看護」という。)を受けたときは、当該被保険者に対し、当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2511 (略)

第八十二条 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。))を受けることができる被保険者を除く。

以下この条において「保険料滞納者」という。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(次項並びに第九十二条第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。)を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養

のに限る。)に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下「指定訪問看護」という。)を受けたときは、当該被保険者に対し、当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2511 (略)

第八十二条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（次項、第四項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、特別療養費を支給する。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定

める期間が経過する前においても、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納者が当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項又は前項本文の規定により

特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納者に対し、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、第一項又は第二項本文の規定の適

用を受けている保険料滞納者が滞納している保険料を完納した場合若しくはその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合又は当該被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合において、これらの場合に該当する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看

（新設）

（新設）

（新設）

護を受けたときは、当該被保険者に対し、療養の給付等を行う。

5| 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により療養の給付等を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する場合に該当する被保険者に対し、当該被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、療養の給付等を行う旨を通知するものとする。

6| 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十五条、第六十六条、第七十条第二項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十八条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第二項、第八十条及び前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養又は指定訪問看護及びこれらに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7| 第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者がこれらの規定の適用を受けていないとすれば第七十七条第一項の規定が適用されることとなるときは、後期高齢者医療広域連合は、療養費を支給することができる。

8| 第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受け、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、後期高齢者医療広域連合は、療養費を支給するものとする。

(新設)

2| 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十五条、第六十六条、第七十条第二項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十八条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第二項、第八十条及び前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 第一項に規定する場合において、当該被保険者に対し被保険者証が交付されているならば第七十七条第一項の規定が適用されることとなるときは、後期高齢者医療広域連合は、療養費を支給することができる。

4| 第一項に規定する場合において、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受け、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、後期高齢者医療広域連合は、療養費を支給するものとする。

9 | 第七十七条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「受け
るべき場合」とあるのは、「受けることができる場合」と読み替
えるものとする。

第九十二条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付を受
けることができる被保険者が保険料を滞納しており、かつ、当該
保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの
間に、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を
納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他
の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生
労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は
一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定
める期間が経過しない場合においても、後期高齢者医療給付を受
けることができる被保険者が、市町村が保険料納付の勧奨等を行
つてもなお保険料を滞納している場合においては、当該保険料の

5 | 第七十七条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療
養費について準用する。この場合において、同条第四項中「療養
の給付を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されて
いるならば療養の給付を受けることができる場合」と、「入院時
食事療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が
交付されているならば入院時食事療養費の支給を受けることがで
きる場合」と、「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合」と
あるのは「被保険者証が交付されているならば入院時生活療養費
の支給を受けることができる場合」と、「保険外併用療養費の支
給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されている
ならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合」と読
み替えるものとする。

第九十二条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付を受
けることができる被保険者が保険料を滞納しており、かつ、当該
保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの
間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納
につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる
場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医
療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定
める期間が経過しない場合においても、後期高齢者医療給付を受
けることができる被保険者が保険料を滞納している場合において
は、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事

滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている被保険者であつて、前二項の規定による後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該被保険者に通知して、当該一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から当該被保険者が滞納している保険料額を控除することができる。

(審査請求)

第二百二十八条 後期高齢者医療給付に関する処分(第五十四条第三項及び第五項の規定による求めに対する処分を含む。)又は保険料その他この章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

2 (略)

(事務の区分)

第六十五条 第四十四条第四項(第二百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項(第七十四条第十項、第七

情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、第五十四条第七項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者であつて、前二項の規定による後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該被保険者に通知して、当該一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から当該被保険者が滞納している保険料額を控除することができる。

(審査請求)

第二百二十八条 後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他この章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

2 (略)

(事務の区分)

第六十五条 第四十四条第四項(第二百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項(第七十四条第十項、第七

第十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）及び第二項（第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第六項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第二項、第三百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第五百五十二条第一項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七十一条（略）

（削る）

2| 5| 6| （略）

第十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第二項、第三百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第五百五十二条第一項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七十一条（略）

2| 後期高齢者医療広域連合は、条例で、第五十四条第四項又は第五項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3| 5| 7| （略）

○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）（第十三条関係）
 【公布の日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定に基づく同法第二条第七項の個人番号カード（以下この号及び次号において「個人番号カード」という。）の交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し、同法第十七条第四項の規定に基づく同項の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び同項において準用する同条第三項の返還に係る個人番号カードの引渡し、同条第五項の規定に基づく同項の届出の受付並びに同条第七項の規定に基づく個人番号カードの返納の受付</p> <p>九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく個人番号カードの</p>	<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

交付に当たり、市町村長（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）が電子情報処理組織（当該市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と当該郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができ、方法によって本人確認の措置（同項後段の措置をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。）を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務

十・十一（略）

（郵便局の指定等）

第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

一（略）

二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備（前条第九号に掲げる事務にあつては、本人確認の措置を適正かつ確実にを行うために必要な施設及び設備を含む。）として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置（前条第九号に掲げる事務にあつては、本人確認の措置を適正かつ確実に

八・九（略）

（郵便局の指定等）

第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

一（略）

二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で定める措置が講じられていること。

に行うために必要な措置を含む。)として総務省令で定める措置が講じられていること。

四 (略)

2
5 (略)

四 (略)

2
5 (略)

○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）（第十四条関係）

【公布の日から起算して一年三月以内に政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）<u>第三条第一項及び第三条の二第一項の規定に基づく同法第三条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書</u>（以下この号において「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、<u>同条第三項及び同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項（同法第三条の二第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の署名利用者確認のための書類の受付並びに当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した同法第三条第四項及び同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第四項（同法第三条の二第四項において準用する場合を含む。）の個人番号カードの引渡し並びに</u></p>	<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）<u>第三条第一項の規定に基づく同項の個人番号カード用署名用電子証明書</u>（以下この号において「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、<u>同条第三項の署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した同条第四項の個人番号カードの引渡し並びに同法第九条第一項の規定に基づく個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第三条第三項の署名利用者確認のための書類の受付</u></p>

同法第九条第一項の規定に基づく個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付並びに同条第二項において準用する同法第三条第三項及び同法第九条第三項において準用する同法第三条第二項において準用する同法第三条第三項の署名利用者確認のための書類の受付

七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項及び第二十二条の二第一項の規定に基づく同法第二十二条第一項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下この号において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項及び同法第二十二条の二第二項において準用する同法第二十二条第三項（同法第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の利用者証明利用者確認のための書類の受付並びに当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した同法第二十二条第四項及び同法第二十二条の二第二項において準用する同法第二十二条第四項（同法第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の個人番号カードの引渡し並びに同法第二十八条第一項の規定に基づく個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付並びに同条第二項において準用する同法第二十二条第三項及び同法第二十八条第三項において準用する同法第二十二条の二第二項において準用する同法第二十二条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付

八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項

七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定に基づく同項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下この号において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した同法第四項の個人番号カードの引渡し並びに同法第二十八条第一項の規定に基づく個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第二十二条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付

八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項

の規定に基づく同法第二条第七項の個人番号カード（以下この号及び次号において「個人番号カード」という。）の交付の申請の受付及び同法第十六条の二第四項の規定に基づく送付又は同条第五項の規定に基づく送付（同条第三項の申出に係る市町村長（特別区の区長を含む。同号において同じ。）に対するものに限る。）に係る個人番号カードの引渡し、同法第十七条第七項の規定に基づく同項の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び同項において準用する同条第六項の返還に係る個人番号カードの引渡し、同条第八項の規定に基づく同項の届出の受付並びに同条第十項の規定に基づく個人番号カードの返納の受付

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく個人番号カードの交付に当たり、市町村長が電子情報処理組織（当該市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と当該郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができする方法によって同項第二号に掲げる措置（以下この号及び次条第一項において「第二号措置」という。）を行う場合における当該第二号措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該第二号措置を受けるために必要な連絡その他の事務

十・十一 (略)

の規定に基づく同法第二条第七項の個人番号カード（以下この号及び次号において「個人番号カード」という。）の交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し、同法第十七条第四項の規定に基づく同項の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び同項において準用する同条第三項の返還に係る個人番号カードの引渡し、同条第五項の規定に基づく同項の届出の受付並びに同条第七項の規定に基づく個人番号カードの返納の受付

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく個人番号カードの交付に当たり、市町村長（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）が電子情報処理組織（当該市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と当該郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができする方法によって本人確認の措置（同項後段の措置をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。）を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務

十・十一 (略)

(郵便局の指定等)

第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

一 (略)

二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備(前条第九号に掲げる事務にあつては、第二号措置を適正かつ確実にを行うために必要な施設及び設備を含む。)として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置(前条第九号に掲げる事務にあつては、第二号措置を適正かつ確実に行うために必要な措置を含む。)として総務省令で定める措置が講じられていること。

四 (略)

2
5 (略)

(郵便局の指定等)

第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

一 (略)

二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備(前条第九号に掲げる事務にあつては、本人確認の措置を適正かつ確実に行うために必要な施設及び設備を含む。)として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置(前条第九号に掲げる事務にあつては、本人確認の措置を適正かつ確実に行うために必要な措置を含む。)として総務省令で定める措置が講じられていること。

四 (略)

2
5 (略)

○ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）（抄）（第十五条関係）
 【公布の日から起算して一年三月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録）</p> <p>第五条 行政機関の長等（国税庁長官、厚生労働大臣その他この項の規定による事務を適切に行い得るものと認められる者としてデジタル庁令で定めるものに限る。）は、その行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用する一の預貯金口座に関する情報であつて第三条第三項各号に掲げる事項に係るもの（以下「利用口座情報」という。）について、預貯金者から取得したとき又は保有しているときは、デジタル庁令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項を説明した上で、当該預貯金者の同意を得て、内閣総理大臣に提供することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 各行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座登録簿に記録された第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項に係る情報（次条第三項及び第九条において「公的給付支給等口座情報」という。）の提供を求めることができること。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による利用口座情報の提供を受け</p>	<p>（登録の特例等）</p> <p>第五条 行政機関の長等（この項の規定による同意の取得及び情報の提供を適切に行い得るものと認められる者としてデジタル庁令で定めるものに限る。）は、その行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用する一の預貯金口座に関する情報であつて第三条第三項各号に掲げる事項に係るものについて、預貯金者から取得したとき又は保有しているときは、デジタル庁令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項を説明した上で、当該預貯金者の同意を得て、内閣総理大臣に提供することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 各行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座登録簿に記録された第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項に係る情報（第九条において「公的給付支給等口座情報」という。）の提供を求めることができること。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による情報の提供を受けた時点に</p>

た時点において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を第三条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の登録をし、当該預貯金者が前項の同意に係る預貯金口座と異なる預貯金口座に係る公的給付支給等口座登録者であるときは当該預貯金者を前条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の変更の登録をし、当該預貯金者が前項の同意に係る預貯金口座と同一の預貯金口座に係る公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該預貯金者に対しその旨を通知するものとする。この場合において、第三条第四項中「その旨」とあるのは「その旨及び第五条第一項の規定により利用口座情報の提供を受けた旨」と、前条第四項中「その旨」とあるのは「その旨及び次条第一項の規定により利用口座情報の提供を受けた旨」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録の特例)

第五条の二 前条第一項に規定する行政機関の長等(厚生労働大臣その他この項の規定による事務を適切に行い得るものと認められる者としてデジタル庁令で定めるものに限る。)は、同条第一項の規定によるもののほか、利用口座情報を保有している場合において、デジタル庁令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項及び当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することについて同意するかどうかを回答するよう求める旨を記載した書面を次項に規定する方法により送付した上で、当該預貯金者から同意を得たとき(第二号の規定により同意をしたものとして取り扱われることとなる場合を含む。)は、当

において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を第三条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の登録をし、当該預貯金者が前項の同意に係る預貯金口座と異なる預貯金口座に係る公的給付支給等口座登録者であるときは当該預貯金者を前条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の変更の登録をし、当該預貯金者が前項の同意に係る預貯金口座と同一の預貯金口座に係る公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該預貯金者に対しその旨を通知するものとする。この場合において、第三条第四項中「その旨」とあるのは「その旨及び第五条第一項の規定により情報の提供を受けた旨」と、前条第四項中「その旨」とあるのは「その旨及び次条第一項の規定により情報の提供を受けた旨」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(新設)

該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することができる。

一 当該同意をした場合において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは、公的給付支給等口座登録簿に第三条第三項各号に掲げる事項が記録されること。

二 当該書面が到達した日から起算して三十日以上が経過した日までの期間としてデジタル庁令で定める期間を経過するまでの間に同意又は不同意の回答がないときは、当該同意をしたものとして取り扱われることとなること。

三 前条第一項第二号に掲げる事項

2 前項の規定による預貯金者への送付は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとしてデジタル庁令で定めるものに付し、かつ、前項に規定する回答を行うために必要なものとしてデジタル庁令で定めるものを添付して行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による利用口座情報の提供を受けた時点において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を第三条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の登録をし、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該預貯金者に対しその旨及び当該預貯金者に係る公的給付支給等口座情報は変更されない旨を通知するものとする。この場合において、同条第四項中「その旨」とあるのは、「その旨及び第五条の二第一項

の規定により利用口座情報の提供を受けた旨」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 国庫は、予算の範囲内で、第一項の規定による事務の執行に要する費用を負担する。

(日本年金機構への事務の委託)

第五条の三 厚生労働大臣は、第五条第一項及び前条第一項の規定による事務（日本年金機構が行うこととされている公的給付の支給等に係る事務に限る。）を日本年金機構に行わせるものとする。

(新設)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第二十一条関係）

【公布の日から起算して一年三月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	事務	法律	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）</p>	<p>第七條第一項及び第二項、第八條第一項（附則第三條第四項において準用する場合を含む。）、<u>第十六條の二第二項、第十七條第一項から第四項まで及び第六項（同條第七項において準用する場合を含む。）、第二十一條の二第二項（情報提供者が第九條第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六條において準用する場合を含む。）並びに附則第三條第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務</u></p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）</p>	<p>第七條第一項及び第二項、第八條第一項（附則第三條第四項において準用する場合を含む。）、<u>第十七條第一項及び第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）、第二十一條の二第二項（情報提供者が第九條第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六條において準用する場合を含む。）並びに附則第三條第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務</u></p>
（略）	（略）	（略）	（略）

電子署名等に係る
地方公共団体情報
システム機構の認
証業務に関する法
律（平成十四年法
律第百五十三号）

第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）
、第四項、第五項（第九条第二項及び第十條第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、第三条第十項において準用する同条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、第三条の二第二項において準用する第三条第三項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二項において準用する第三条第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項）及び第三項（第九条第三項及び第十条第三項）において準用する場合を含む。）及び第

電子署名等に係る
地方公共団体情報
システム機構の認
証業務に関する法
律（平成十四年法
律第百五十三号）

第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）
、第四項、第五項（第九条第二項及び第十條第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、第三条の二第二項において準用する第三条第三項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、第七項、第二十二條第三項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二條の二第二項において準用する第二十二條第三項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務

七項、第二十二條第三項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二十二條第十項において準用する同條第三項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二十二條の二第二項において準用する第二十二條第三項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二十二條の二第四項において準用する同條第二項において準用する第二十二條第三項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）、第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二條の二第六項において準用する同條第二項

(略)	<p>において準用する第二十二条第四項、第五項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
(略)	(略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第二十二條關係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条關係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律 (略)	事務 (略)	法律 (略)	事務 (略)
<p>国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）</p>	<p>第十七条第一項及び第三項（第二十七条第三項において準用する場合を含む。） 、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の十二、第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五</p>	<p>国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）</p>	<p>第十七条第一項及び第三項（第二十七条第三項において準用する場合を含む。） 、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の十二、第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五</p>

<p>高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律</p>	<p>(略)</p>		<p>第十二条の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第六項において準用する場合を含む。）、第四十五條第三項並びに第四十五條の二第一項及び第五項（これらの規定を第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第六項において準用する場合を含む。）、第五十四條の二の二並びに第五十四條の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四條の三第六項において準用する場合を含む。）、第八十八條並びに第八十九條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第六六條第一項（第二号に係る部分に限る。）、第六七條（第二号に係る部分に限る。）及び第六八條の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第六十四條の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
----------------------------------	------------	--	--

<p>高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律</p>	<p>(略)</p>		<p>第十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十五條第三項並びに第四十五條の二第一項及び第五項（これらの規定を第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十四條の二の二並びに第五十四條の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十八條並びに第八十九條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第六六條第一項（第二号に係る部分に限る。）、第六七條（第二号に係る部分に限る。）及び第六八條の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第六十四條の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
----------------------------------	------------	--	--

(略)	第八十号)
(略)	<p>項及び第二項、第六十六条第一項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）及び第二項（第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。） 第六項において準用する場合を含む。） 、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第六項において準用する場合を含む。） 第三十三條第二項、第三十四條第二項（附則第十条において準用する場合を含む。） 及び第三項（附則第十条において準用する場合を含む。） 及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。） 並びに第二百二十七條の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

(略)	第八十号)
(略)	<p>項及び第二項、第六十六条第一項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。） 及び第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。） 第二項において準用する場合を含む。） 、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第二項において準用する場合を含む。） 第三十三條第二項、第三十四條第二項（附則第十条において準用する場合を含む。） 及び第三項（附則第十条において準用する場合を含む。） 及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。） 並びに第二百二十七條の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

(略)	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）</p>
(略)	<p>第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項及び第六項、第十七条第一項から第五項まで及び第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務</p>
(略)	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）</p>
(略)	<p>第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務</p>

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）（附則第二十三条関係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保険料の納付委託）</p> <p>第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては、国民年金基金の加入員に限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項第二号の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>（保険料の納付委託）</p> <p>第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村</p> <p>2 （略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項第二号の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p>

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十八 (略)

十九 第九十二条の三第四項の規定による届出の受理

二十〇三十八 (略)

二〇七 (略)

(機構への事務の委託)

第百九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一〇二十八 (略)

二十九 第九十二条の三第一項第二号の規定に係る事務(当該指定を除く。)

三〇四十二 (略)

二〇三 (略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十八 (略)

十九 第九十二条の三第一項第三号の規定による申出の受理及び

同条第四項の規定による届出の受理

二十〇三十八 (略)

二〇七 (略)

(機構への事務の委託)

第百九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一〇二十八 (略)

二十九 第九十二条の三第一項第二号の規定に係る事務(第百九条の四第一項第十九号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。)

三〇四十二 (略)

二〇三 (略)

○ 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）（抄）（附則第二十四条関係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（移植医療に関する啓発等）</p> <p>第十七条の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。</u>）等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（移植医療に関する啓発等）</p> <p>第十七条の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。</p>

○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）（附則第二十五条関係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定に基づく同法第二条第七項の個人番号カード（以下この号及び次号において「個人番号カード」という。）の交付の申請の受付及び同法第十六条の二第五項の規定に基づく送付又は同条第七項の規定に基づく送付（同条第四項の申出に係る市町村長（特別区の区長を含む。同号において同じ。）に対するものに限る。）に係る個人番号カードの引渡し、同法第十七条第八項の規定に基づく同項の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び同項において準用する同条第七項の返還に係る個人番号カードの引渡し、同条第九項の規定に基づく同項の届出の受付並びに同条第十一項の規定に基づく個人番号カ</p>	<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定に基づく同法第二条第七項の個人番号カード（以下この号及び次号において「個人番号カード」という。）の交付の申請の受付及び同法第十六条の二第四項の規定に基づく送付又は同条第五項の規定に基づく送付（同条第三項の申出に係る市町村長（特別区の区長を含む。同号において同じ。）に対するものに限る。）に係る個人番号カードの引渡し、同法第十七条第七項の規定に基づく同項の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び同項において準用する同条第六項の返還に係る個人番号カードの引渡し、同条第八項の規定に基づく同項の届出の受付並びに同条第十項の規定に基づく個人番号カ</p>

下の返納の受付
九〇十一 (略)

の返納の受付
九〇十一 (略)

○ 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）（附則第二十六条関係）

【公布の日から起算して一年三月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第二十七条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる事務を行うこと。</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>～ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第五条の三に規定する事務</p> <p>六（略）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人（当該年金個人情報によって識別さ</p>	<p>（業務の範囲） 第二十七条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる事務を行うこと。</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六（略）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人（当該年金個人情報によって識別さ</p>

れる特定の個人をいう。以下この項において同じ。）又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 次に掲げる事務を遂行する者（チに掲げる事務を遂行する者にあつては、他の行政機関又は地方公共団体に限る。）に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき（チに掲げる事務を遂行する者に提供する場合にあつては、緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合に限る。）。

イ・チ (略)

リ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口

座の登録等に関する法律の規定による事務

四 (略)

6 9 (略)

れる特定の個人をいう。以下この項において同じ。）又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 次に掲げる事務を遂行する者（チに掲げる事務を遂行する者にあつては、他の行政機関又は地方公共団体に限る。）に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき（チに掲げる事務を遂行する者に提供する場合にあつては、緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合に限る。）。

イ・チ (略)

(新設)

四 (略)

6 9 (略)

○ 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）（附則第二十七条関係）

【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第二十七条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる事務を行うこと。 イ（略） ロ（略） ハ（略） ニ（略） ホ（略） 六（略）</p> <p>第三十八条（略） 2～4（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人（当該年金個人情報によって識別さ</p>	<p>（業務の範囲） 第二十七条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる事務を行うこと。 イ（略） ロ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第十二項に規定する権限に係る事務 ハ（略） ニ（略） ホ（略） 六（略）</p> <p>第三十八条（略） 2～4（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人（当該年金個人情報によって識別さ</p>

れる特定の個人をいう。以下この項において同じ。）又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 次に掲げる事務を遂行する者（チに掲げる事務を遂行する者にあつては、他の行政機関又は地方公共団体に限る。）に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき（チに掲げる事務を遂行する者に提供する場合にあつては、緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合に限る。）。

イ〜ハ (略)

ニ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による被保険者の資格に関する事務

ホ〜リ (略)

四 (略)

6
6
9 (略)

れる特定の個人をいう。以下この項において同じ。）又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 次に掲げる事務を遂行する者（チに掲げる事務を遂行する者にあつては、他の行政機関又は地方公共団体に限る。）に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき（チに掲げる事務を遂行する者に提供する場合にあつては、緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合に限る。）。

イ〜ハ (略)

ニ 国民健康保険法の規定による被保険者の資格に関する事務

ホ〜リ (略)

四 (略)

6
6
9 (略)

○ 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（抄）（附則第二十八条関係）

【公布の日から起算して二年以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（管轄）</p> <p>第二百二十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。</p> <p>一 氏若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名の変更についての許可の審判事件（別表第一の百二十二の項の事項についての審判事件をいう。） 申立人の住所地</p> <p>二～四 （略）</p> <p>（陳述及び意見の聴取）</p> <p>第二百二十九条 家庭裁判所は、氏又は氏の振り仮名の変更についての許可の審判をする場合には、申立人と同一戸籍内にある者（十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（即時抗告）</p> <p>第二百三十一条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。</p> <p>一 氏又は氏の振り仮名の変更についての許可の審判 利害関係</p>	<p>（管轄）</p> <p>第二百二十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。</p> <p>一 氏又は名の変更についての許可の審判事件（別表第一の百二十二の項の事項についての審判事件をいう。） 申立人の住所地</p> <p>二～四 （略）</p> <p>（陳述及び意見の聴取）</p> <p>第二百二十九条 家庭裁判所は、氏の変更についての許可の審判をする場合には、申立人と同一戸籍内にある者（十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（即時抗告）</p> <p>第二百三十一条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。</p> <p>一 氏の変更についての許可の審判 利害関係人（申立人を除く</p>

人（申立人を除く。）

二 氏若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名の変更についての許可の申立てを却下する審判 申立人
三〇七 （略）

別表第一（第三条の二―第三条の十一、第三十九条、第一百六条―第一百八条、第二百二十八条、第二百二十九条、第三十六条、第三十七条、第四十八条、第五十条、第六十条、第六十八条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第二百一条―第二百三条、第二百九条、第二百十六条、第二百七条、第二百二十五条―第二百二十七条、第二百三十二条、第二百三十四条、第二百四十条―第二百四十四条関係）

項	事項	根拠となる法律の規定
(略)	(略)	(略)
戸籍法		
百二十	氏若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名の変更	戸籍法第七十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十七条の二から第七十七条の四まで
二	可	
(略)	(略)	(略)

）。

二 氏又は名の変更についての許可の申立てを却下する審判 申立人
三〇七 （略）

別表第一（第三条の二―第三条の十一、第三十九条、第一百六条―第一百八条、第二百二十八条、第二百二十九条、第三十六条、第三十七条、第四十八条、第五十条、第六十条、第六十八条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第二百一条―第二百三条、第二百九条、第二百十六条、第二百七条、第二百二十五条―第二百二十七条、第二百三十二条、第二百三十四条、第二百四十条―第二百四十四条関係）

項	事項	根拠となる法律の規定
(略)	(略)	(略)
戸籍法		
百二十	氏又は名の変更についての許可	戸籍法第七十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十七条の二
二	許可	
(略)	(略)	(略)

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）（抄）（附則第二十九条関係）

【公布の日から起算して一年三月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四条 道路交通法の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第六章第三節中第九十五条の次に次の五条を加える。 （特定免許情報の記録等）</p> <p>第九十五条の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第十項の規定により効力を失っていること、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものがあるとき。</p>	<p>第四条 道路交通法の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第六章第三節中第九十五条の次に次の五条を加える。 （特定免許情報の記録等）</p> <p>第九十五条の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定により効力を失っていること、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものがあるとき。</p>

4 8 (略)

9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第十項の規定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

10 12 (略)

(略)

第一百七条の付記中「第三項」を「第四項」に改め、同条を第六条の三とし、第六章第六節中同条の次に次の四条を加える。

(免許情報記録の抹消等)

第六六条の四 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カードを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第八項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

一 三 (略)

2 (略)

(略)

4 8 (略)

9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

10 12 (略)

(略)

第一百七条の付記中「第三項」を「第四項」に改め、同条を第六条の三とし、第六章第六節中同条の次に次の四条を加える。

(免許情報記録の抹消等)

第六六条の四 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カードを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第四項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

一 三 (略)

2 (略)

(略)

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）（抄）（附則第三十条関係）

【公布の日から起算して一年三月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行				
<p>附則</p> <p>第三十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中五十七の四十二の項を五十七の四十三の項とし、五十七の二十八の項から五十七の四十一の項までを一項ずつ繰り下げ、五十七の二十七の項の次に次の一項を加える。</p> <table border="1" data-bbox="609 241 858 1070"> <tr> <td>五十七の二十八 社会保険診療報酬 支払基金又は 国民健康保険団 体連合会</td> <td>予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による同法第五十七条第一項第一号の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて 総務省令で定めるもの</td> </tr> </table> <p>別表第二の四の項中「（昭和二十三年法律第六十八号）」を削り、「第二十八条」を「第五十二条」に改める。</p> <p>別表第三の五の八の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の五中「第二十八条」を「第五十二条」に改める。</p> <p>第三十三条 削除</p>	五十七の二十八 社会保険診療報酬 支払基金又は 国民健康保険団 体連合会	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による同法第五十七条第一項第一号の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて 総務省令で定めるもの	<p>附則</p> <p>第三十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中五十七の二十二の項を五十七の二十三の項とし、五十七の十八の項から五十七の二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、五十七の十七の項の次に次の一項を加える。</p> <table border="1" data-bbox="609 1193 858 2022"> <tr> <td>五十七の十八 社 会保険診療報酬 支払基金又は国 民健康保険団体 連合会</td> <td>予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による同法第五十七条第一項第一号の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて 総務省令で定めるもの</td> </tr> </table> <p>別表第二の四の項中「（昭和二十三年法律第六十八号）」を削り、「第二十八条」を「第五十二条」に改める。</p> <p>別表第三の五の六の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の四中「第二十八条」を「第五十二条」に改める。</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第三十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日がデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年</p>	五十七の十八 社 会保険診療報酬 支払基金又は国 民健康保険団体 連合会	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による同法第五十七条第一項第一号の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて 総務省令で定めるもの
五十七の二十八 社会保険診療報酬 支払基金又は 国民健康保険団 体連合会	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による同法第五十七条第一項第一号の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて 総務省令で定めるもの				
五十七の十八 社 会保険診療報酬 支払基金又は国 民健康保険団体 連合会	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による同法第五十七条第一項第一号の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて 総務省令で定めるもの				

法律第三十七号) 附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、住民基本台帳法別表第一の改正規定中「五十七の二十二の項を五十七の二十三の項とし、五十七の十八の項から五十七の二十一の項」とあるのは「五十七の五の項を五十七の六の項とし、五十七の二の項から五十七の四の項」と、「五十七の十七の項」とあるのは「五十七の項」と、「五十七の十八 社会保険診療報酬支払基金」とあるのは「五十七の二 社会保険診療報酬支払基金」と、同法別表第三の五の六の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の四の改正規定中「五の六の項」とあるのは「五の五の項」と、「第六号の四」とあるのは「第六号の三」とする。

2

前項の場合において、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第二十八条のうち、住民基本台帳法別表第一中五十七の五の項を五十七の二十一の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「五十七の五の項を五十七の二十一の項」とあるのは「五十七の六の項を五十七の二十二の項」と、「五十七の二十二」とあるのは「五十七の二十三」と、同表中五十七の四の項を五十七の二十の項とし、五十七の三の項を五十七の十九の項とし、五十七の二の項を五十七の十八の項とし、五十七の九の項とし、五十七の二の項を五十七の十八の項とし、五十七の項の次に次のように加える改正規定中「五十七の四の項を五十七の二十の項とし、五十七の三の項を五十七の十九の項とし、五十七の二の項を五十七の十八の項とし」とあるのは「五十七の五の項を五十七の二十一の項とし、五十七の二の項から五十七の四の項までを十六項ずつ繰り下げ」とする。

○ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）（抄）（附則第三十一条関係）

【公布の日から起算して一年三月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>附 則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第二十九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の七十一の十九の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="574 241 834 1075"> <tr> <td data-bbox="574 241 834 521">七十一の二十 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会</td> <td data-bbox="574 521 834 1075">介護保険法による同法第一百五條の四十五第二項第七号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</td> </tr> </table> <p>別表第二の五の二十六の項及び別表第四の四の二十六の項中「実施」の下に、「同条第二項第七号の事業の実施」を加える。</p>	七十一の二十 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会	介護保険法による同法第一百五條の四十五第二項第七号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	<p>附 則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第二十九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の七十一の十の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="574 1193 834 2027"> <tr> <td data-bbox="574 1193 834 1473">七十一の十一 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会</td> <td data-bbox="574 1473 834 2027">介護保険法による同法第一百五條の四十五第二項第七号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</td> </tr> </table> <p>別表第二の五の二十五の項及び別表第四の四の二十五の項中「実施」の下に、「同条第二項第七号の事業の実施」を加える。</p>	七十一の十一 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会	介護保険法による同法第一百五條の四十五第二項第七号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の二十 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会	介護保険法による同法第一百五條の四十五第二項第七号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの				
七十一の十一 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会	介護保険法による同法第一百五條の四十五第二項第七号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの				